

機密性 1

關稅法（下）

（令和 7 年度）

財務省税關研修所

本書は、税関研修所において、実施する研修の講義で使用することを目的に研修教材として作成したものであり、令和7年10月12日現在の法令等に基づき編纂しています
内容については、各法令の簡潔な説明にとどめており、税関業務のすべてを網羅するものではありません
当該法令においては、様々な特例が適用される場合がありますので、申告や諸手続にあたりお知りになりたい点は、最寄りの税関にお問い合わせください
※ 教本の更新は関税法改正とは異なり、研修の日程に応じて行っています

目次

第1章 関税犯則の概要.....	1
第1節 序説.....	1
第2節 関税犯則の現況.....	2
第3節 関税犯則の本質.....	2
第4節 刑法との関係.....	3
第5節 関税犯則の一般的成立要件.....	4
第2章 関税実質犯.....	5
第1節 輸出してはならない貨物を輸出する罪.....	5
第2節 輸入してはならない貨物を輸入する罪.....	7
第3節 輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪.....	17
第4節 関税を免れる等の罪.....	18
第5節 許可を受けないで輸出入する等の罪.....	21
第6節 関税犯則.....	24
第3章 関税形式犯.....	26
第1節 用途外使用等犯.....	26
第2節 不開港無許可出入犯.....	27
第3節 特例申告書提出懈怠（けたい）犯.....	27
第4節 関税重秩序犯.....	28
第5節 関税軽秩序犯.....	29
第6節 専門委員秘密漏洩犯.....	30
第4章 関税過失犯.....	31
第1節 関税重過失犯.....	31
第2節 両罰規定.....	32
第5章 没収及び追徴.....	34
第1節 没収.....	34
第2節 追徴.....	35
第3節 輸入制限貨物等.....	35
第4節 関税の徴収等.....	36
第6章 犯則の任意調査.....	37
第1節 犯則調査の意義.....	37
第2節 任意調査.....	37
第7章 犯則の強制調査.....	40
第1節 許可状による強制調査.....	40

第2節 許可状によらない強制調査	43
第8章 調査上の権能と制限	45
第1節 電磁的記録の保全要請等	45
第2節 必要な処分	46
第3節 許可状の提示	47
第4節 身分の証明	47
第5節 警察官等の援助	47
第6節 所有者等の立会い	48
第7節 領置目録等の作成等	48
第8節 領置物件等の処置	49
第9節 領置物件等の還付等	49
第10節 鑑定等の嘱託	50
第11節 時刻の制限	51
第12節 処分中の出入りの禁止等	52
第13節 調書の作成	53
第14節 犯則事件の管轄	53
第15節 税関職員以外の公務員の通知	54
第16節 犯則調査の報告	54
第9章 通告処分	56
第1節 事件処理の方法	56
第2節 通告処分の意義	56
第3節 通告処分を行う要件	56
第4節 通告処分の方法	57
第5節 職権による通告処分の更正手続	58
第6節 公訴時効の停止	58
第7節 通告処分履行の効果	58
第8節 没収に該当する物件の保管義務	59
第10章 告 発	60
第1節 告発の意義	60
第2節 職員告発	60
第3節 税関長の直告発	61
第4節 不履行告発	62
第5節 告発の手続等	62

第1章 関税犯則の概要

第1節 序 説

「行政刑法」とは、行政法規においてその義務違反に対して刑罰等の制裁を規定する法令をいい、簡単にいえば、行政上の刑事制裁法令であって、一面においては行政法の範疇であり、一面においては刑法の範疇である（美濃部達吉『行政刑法概論』岩波書店）。

刑法犯も行政取締法違反の罪も、「犯罪」であることには変わりがない。しかし、刑法犯は、いわゆる自然犯つまり「それ自体の悪」ともいわれる。それが悪であることが普通人の価値観、道徳観念に照らして明白だとされる種類の行為を定めたものである。これに対して行政犯は、当然の悪とされるものではなく、国が一定の施策遂行上あるルールを定め、その遵守を国民に要求し、違反を罰することとしたものであるから、「禁ぜられたがゆえの悪」ともいわれる（藤木英雄『行政刑法』学陽書房）。

関税法における違反行為を一般的に関税犯則と呼ぶが、関税法における刑罰規定は、不正薬物等の社会悪物品密輸行為の「密輸犯」や、脱税行為などの「租税犯」が主たる対象であって、他の行政刑法とは特に異質なものとなっており、極めて自然犯的な要素が濃厚な、社会的非難性の強い犯罪がその多くを占めているといえよう。

このような関税犯則事件の調査は、実質的には密輸犯・租税犯に対する「捜査」であるが、関税法は刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）とは相違した、税関職員による特別の捜査手続を認めている。これは、専門の調査機関（税関）による事案の的確迅速な把握による処罰権の正しい実現、正しい課税権の実現、公共の福祉の維持に資する制度であって、犯則嫌疑者の利益や人権の侵害について十分な考慮がなされるのであれば、違憲の疑いもなく、決して不当な規定ではない（板倉宏『租税刑法の基本問題』勁草書房）。

また、税関職員に専任的に犯則調査を実施させ、その結果に対して、税関長へ「通告処分」権を賦与している。これも同様に不当な制度とはいはず、国家や犯則者の利益もある。

関税犯則は、その多くが単なる行政犯ではないため、法律と倫理観とを融合させ、非倫理的な行為として刑罰の対象を設けているのであり、違反者をゆるさないと同時に、合目的考慮に基づく法定刑（量刑）を定めることが具体的正義の実現に必要であろう（一ノ瀬長治『租税犯の基礎理論』成文堂）。

このように関税犯則は、単に関税法規のみに依拠した分野ではなく、刑法、刑訴法、租税法、行政法などの学問横断的な知識が必要であり、これを業務とする税関職員には総合的なリテラシーが求められるのである。

現行の関税法は、昭和29年4月2日法律第61号として制定されたものであるが、関税犯則は、「第10章 罰則」及び「第11章 犯則事件の調査及び処分」にもっぱら規定されている。

その内容を大別すると、

1. 関税犯則の罪の類型と、その刑罰の重さの規定（罰則）
2. 関税犯則の調査手続の規定（犯則調査）
3. 関税犯則に対する処理・処分の規定（犯則処分）

から成る。

本書ではこれらの規定について概観することとする。

第2節 関税犯則の現況

令和5年の関税法違反事件の取締状況は次のとおりである。

1. 不正薬物*1

不正薬物全体の摘発件数は1,020件（前年比24%増）と増加し、押収量*2*3は約2,579kg（同6%減）と減少した。不正薬物全体の押収量は、2トンを超える過去3番目を記録し、極めて深刻な状況となっている。

*1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物

*2 錠剤型薬物を除く。

*3 重量等未確定につき含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。

[覚醒剤]

摘発件数は139件（同53%減）、押収量は約1,761kg（同22%減）と共に減少した。

押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約5,870万回分、末端価格にして約1,162億円に相当する。

[大麻]

摘発件数は390件（同約2.9倍）、押収量は約344kg（同約2倍）と共に増加し、摘発件数は過去最高を記録した。

[麻薬]

麻薬の摘発件数は322件（同34%増）、押収量は、重量が約464kg（同49%増）、錠剤型が約67千錠（同37%増）と共に増加し、摘発件数は過去最高を記録した。

麻薬のうち、コカインの摘発件数は54件（同24%減）と減少し、押収量は約260kg（同約2.1倍）と増加した。

[指定薬物]

指定薬物の摘発件数は163件（同14%増）と増加し、押収量は約10kg（同22%減）と減少した。

2. 金地金*4

摘発件数は493件（同約2.3倍）、押収量は約1,218kg（同4倍）と共に増加した。

*4 金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。

3. 知的財産侵害物品等

商標権を侵害する衣類等の密輸入事件等の知的財産侵害物品の密輸事件を10件告発した。

ツルサイカチ属に該当する木材等のワシントン条約該当物品の密輸入事件、盗難車やロシア向け水上バイク等の不正輸出事件、偽造有価証券の密輸入事件等を告発した。

第3節 関税犯則の本質

関税法は行政法規の一つであり、その第10章「罰則」に定められた違法行為の類型は、形式的には行政法上「行政罰」といわれるものに属する。

これに対し刑法典に定められた罰を「刑事罰」として区分することができる。

このように実定法上、形式的には両者は区分できるが、その実質的意義においてはどうであろうか。

関税法では「犯則」という言葉を用いており、一般の「犯罪」とは異なる印象を与えるが、その本質においては、共に一定の社会規範に反する行為を非難し、これを処罰することによって社会の秩序や利益を国家において保護しようとするものにほかならない。

一般的に行政法の基本的指導原理は、「合目的性、技術性」（行政法規に盛り込まれたそれぞれの行政目的を重視し、法の解釈上その目的に応じた目的論的解釈が必要であり、また、法規に使用される用語も極めて技術的であり、日常用語と異なった意義をもつ、というもの）にあり、刑法のそれは「法的安定性」

（法によって人々が安心して生活できることをいう。法が徹底されず社会の秩序が乱れたり、法の改廃が頻繁に行われたり、法があいまいではっきりしないとなると人々は安心して社会生活を行うことができない。したがって、刑罰法規には特に法的安定性が必要である）にあるといわれる。

関税処罰法を学ぶに当たって、その本質をいかに理解し、その根底にある理念を「合目的性」と「法的安定性」のいずれに求めるのかが、重要な課題の一つとなる。

学説は通常これを「行政刑法」という分野で捉え、いわゆる固有の刑法に対していかなる関係に立つか、いかなる原理がそこを支配するかという点を論じている。

「行政犯」と「刑事犯」は本質的に区別できるのか、区別できるとすれば何を標準に区別するかということについては諸説があったが、そのような議論は陳腐化し、特に租税犯や密輸犯については、その社会悪性から同一視（区別しない）するのが現在の通説になっている。

また、行政犯であっても可罰性があり、基本的人権の尊重の観点から、刑事手続と犯則手続について差異を求めるのは妥当ではないとされる。

従前、「関税処罰は、関税行政の目的を遂行するために、国家の命令禁止に対する違反に対し制裁を加えるという行政罰的な面を有すると共に、反面その行為の反道徳性、罪悪性を罰するという刑事罰的本質も併せ持つ」とされてきたが、密輸犯の害悪が顕著になってくるとともに、人権保障の社会的要請から、関税犯則については特に、一般犯罪と同様、厳格な憲法の理念の適用が求められる時代となっている。

第4節 刑法との関係

刑法の基本理念は「罪刑法定主義」である。それはいかなる行為を犯罪とし、また、それに対していかなる種類のどの程度の刑罰が科せられるかは、あらかじめ法律によって明確に規定されていなければならないとする原則であって、関税犯則にも当然に適用される。

したがって、罪刑法定主義から派生する四原則（慣習刑法の排除、類推解釈の禁止、効力の不溯及、絶対的不定期刑の禁止）も排除されるものではない。

刑法第8条は、「この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。」と定め、原則として他の刑罰法規に刑法総則の適用があることを明らかにするとともに、他の刑罰法規に特別規定がある場合は、それが刑法総則に優先することを認めている。

このことから刑法と関税法第10章罰則とは一般法と特別法との関係にあるといえる。

関税法における、刑法総則に対する特別規定としては、予備罪、両罰規定、過失犯、必要的没収・追徴規定等がある。

第5節 関税犯則の一般的成立要件

関税犯則についても、刑法総則の適用がある。

刑法上、「犯罪とは、構成要件に該当する違法、有責な行為である」と観念されている。

すなわち、犯罪の一般的成立要件として、構成要件該当性、違法性、有責性の三つの要件を挙げ、ある行為が法律的に上記の三要件を順次充足した場合にはじめて犯罪として処罰されるとする考え方が 20 世紀に入り唱えられ、今日の通説となっている。

まず、第一の要件は、構成要件該当性である。なにが犯罪であるのかは、法律上特定の行為として規定されている。例えば、関税法第 109 条第 1 項の「第 69 条の 11 第 1 項第 1 号から第 6 号まで（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物を輸入した……」とか、第 110 条第 1 項第 1 号の「偽りその他不正の行為により関税を免れ……」の行為等のごとく法律上特定された行為の類型を構成要件という。

犯罪の一般的成立要件を考慮するに当たって、まずある事実が構成要件に当てはまらなければ犯罪とはならない。もちろん犯罪は、作為、不作為を問わず人の行為であり、人の行為によって惹起された具体的な事実が構成要件に該当した場合には、一応犯罪と推定されるのである。

したがって、まず犯罪の成立のためには、構成要件該当性が必要とされるわけである。

しかし、構成要件に該当した行為は、一応犯罪ありと推定されるだけで、すぐ犯罪成立となるわけではない。犯罪であるためには、法律上許されないものでなければならない。

これが第二の成立要件とされる違法性である。現行刑法はたとえ構成要件に該当する行為であっても、処罰されない行為として、正当行為（第 35 条）、正当防衛（第 36 条）、緊急避難（第 37 条）をあげている。これらを違法性阻却事由という。

第三の犯罪の成立要件は、有責性である。構成要件に該当する違法な行為もその行為について、行為者に対して非難が可能なものでなければ犯罪とはならない。その行為について行為者に対して非難が可能であるという性質は有責性と呼ばれている。

この有責性は、責任能力と責任条件とに分けて論じられる。

責任能力とは、事物の是非・善悪を弁別し、かつそれに従って行動する能力をいう。例えば、心神喪失者（第 39 条）、14 才未満の者（第 41 条）は、責任能力がない者として、たとえ構成要件に該当する違法行為を行っても免責される。

責任条件は、故意、過失の問題である。刑法第 38 条は「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。」と定め、犯罪の成立要件として故意が必要条件であるとし、例外的に特別に法律の定めがある場合は、過失も処罰できるとしている。

したがって、関税法第 116 条のごとく法律で重過失を罰すると定めてある罪についてのみ故意がなくても犯罪が成立するのである。

以上、構成要件該当性、違法性、有責性のどれか一つ欠けても犯罪は成立せず、三つの要件を充足してはじめて「犯罪」が成立するのである。

関税犯則の成立要件についても、それが告発によって刑事手続に移行する性格を有するという理由のみからではなく、関税「犯則」すなわち一般の「犯罪」と同じであるという観念のもとに、以上の刑法理論を根拠として考察されなければならないことは論をまたないところである。

第2章 関税実質犯

関税に関する諸法令により、その行政目的を達成するため数多くの義務が国民に課されているが、これらの義務を履行することなく、法で定められた命令、禁止に違反し、関税秩序を破壊し、特に一般社会の利益を侵害することが大である行為については、犯罪行為として刑罰を科することとしている。

こうした関税犯罪のうちでも、輸入してはならない貨物を輸入する等の行為、関税を免れる等の行為、税関の許可を受けないで輸出入する行為、偽った申告等をして輸出入する行為及びこれらの密輸貨物を運搬する等の行為は、その行為によって、それぞれ社会秩序が乱される危険を生じ、国家の課税権を侵害し、通関秩序を乱し国民経済に好ましくない結果を生じさせるなど、実際の法益侵害あるいは危険な結果を発生させる犯罪であるところから実質犯と呼ばれ、第3章で述べる形式犯（秩序犯）と区別される。

これら実質犯に対しては、形式犯と比較して、法定刑がより重くなっています（長期の拘禁刑又は高額な罰金）、関税犯のうち中心的な地位を占めています。

第1節 輸出してはならない貨物を輸出する罪

第108条の4 第69条の2第1項第1号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（第69条の11第2項（輸出してはならない貨物）の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、10年以下の拘禁刑若しくは3,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第69条の2第1項第2号から第4号までに掲げる貨物を輸出した者（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻し（同項第3号及び第4号に掲げる物品であつて他の法令の規定により当該物品を積み戻すことができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより行うもの及び第69条の11第2項の規定により命じられて行うものを除く。）をした者を含む。）は、10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

関税法第108条の4に規定されている輸出してはならない貨物を輸出する罪は、その目的が社会公共の秩序を防衛し、その保護法益も人の生命・健康、国際社会の安全、内外の社会経済秩序の維持という社会公共の利益の確保にある点からも、一般の公共の秩序、衛生、風俗、信用等に関する犯罪と同様に純然たる刑事犯的性質を有するもので、実質犯として数えられる。

かかる犯罪を関税法に規定したゆえんは、これらの貨物の輸出を禁止することが一般的にみて特に重要であり、かつ、一般輸出貨物について現物に即して、水際で直接に輸出の取締りの任に当たる税関職員をして調査処分させることが最も適当であるためである。

1. 成立要件等

本条は関税法第69条の2第1項に掲げる輸出してはならない貨物の輸出を防止するために規定されたもので、処罰の対象となる物品は同項各号に掲げられた物品に限られる。なお、他の法律においてこの輸出してはならない貨物の輸出を処罰する規定がある場合は、本条と競合し、刑法の規定によりその

最も重い刑により処断される（後述第2章第4節4. の觀念的競合を参照。）。

関税法第69条の2第1項に掲げる物品とは以下のものをいう。

- (1) 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚醒剤（原料を含む。）（第1号）
- (2) 児童ポルノ（第2号）
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権侵害物品（第3号）
- (4) 不正競争防止法上の輸出規制品である形態模倣品等（第4号）

本罪が成立するためには、一般的に、輸出してはならない貨物である「大麻」を「大麻」そのものと認識すれば足りる。

また、例えば「大麻」が法令により輸出が禁止されていることの認識（違法性の認識）までは必要なく、犯罪に係る物件が関税法により輸出が禁止されていることを知らなくても本罪の成立に影響しないとされてきた（法律の錯誤）。

しかし、違法性の認識が犯罪の成立要件において、いかなる意味を持ち得るかについては、判例・学説において争いがある。

- (1) 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚醒剤（原料を含む。）
(麻薬等の内容、範囲等については、本章第2節を参照。)
- (2) 児童ポルノ
(児童ポルノの内容、範囲等については、本章第2節を参照。)
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品
(これらの物品の内容、範囲等について本章第2節を参照。)

特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権を侵害する物品については、平成18年度関税改正により、また、著作権、著作隣接権を侵害する物品については、平成19年度関税改正によりそれぞれ追加された。

なお、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を侵害する物品の追加については、新たに輸出を侵害行為とすること等を内容とする「意匠法等の一部を改正する法律案」が平成18年の通常国会に提出され、その輸出規制の施行日である平成19年1月1日に合わせ、施行された。

(4) 不正競争防止法上の輸出規制品である形態模倣品等

(これらの物品の内容、範囲等について本章第2節を参照。)

本号に掲げるものは、「不正競争防止法」（平成5年法律第47号）で輸出が不正競争行為とされている次の物品である。

- ① 周知表示の混同を惹起する行為（不正競争防止法第2条第1項1号）
- ② 著名表示を冒用する行為（同項第2号）
- ③ 商品形態模倣行為（同項第3号）
- ④ 営業秘密侵害行為（同項第10号）
- ⑤ 技術的制限手段回避装置提供行為（同項第17号及び第18号）

上記物品のうち、①から③までの物品については、平成18年度関税改正により、⑤の物品については、平成23年度関税改正により、さらに、④の物品については、平成28年度関税改正により、それぞれ追加された。

2. 予備等犯

(第 108 条の 4)

- 3 前 2 項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。
- 4 第 1 項の罪を犯す目的をもってその予備をした者は、5 年以下の拘禁刑若しくは 3,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 5 第 2 項の罪を犯す目的をもってその予備をした者は、5 年以下の拘禁刑若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

輸出してはならない貨物を輸出する罪は極めて反社会的性格が強いものである。このため、既遂罪はもちろん、実行に着手してこれを遂げない場合及び輸出の予備行為をした場合もそれぞれ未遂犯、予備犯として罰する規定が設けられている。

関税法上、輸出とは、「内国貨物を外国に向けて送り出すこと」(関税法第 2 条第 1 項第 2 号) されている。無許可輸出罪の判例によれば、「輸出とは海上にあっては目的の物品を日本領土外に仕向けられた船舶に積載すること」とされている。

輸出してはならない貨物を輸出する罪においても輸出してはならない貨物を輸出する時期は同様であると考えられ、その既遂時期は「外国向け船舶(航空機)に貨物を積載した時」であると考えられる。

既遂の時期が本船積載時だとすると、その前の本船に積み込んでいる段階ではいまだ未遂である。

実行の着手時期は、これも無許可輸出罪の判例等から判断すれば、一般的にいえば輸出の実行行為、即ち積載行為に接着した行為の遂行に入った時には、準備行為(予備)の段階をこえて輸出行為の実行に着手した時点と解すべきであろう。

第 2 節 輸入してはならない貨物を輸入する罪

関税法第 109 条に規定されている輸入してはならない貨物を輸入する罪は、その目的が社会公共の秩序、衛生、風俗、信用その他の公益の侵害を防衛し、その保護法益も、一般財政権の確保にあるのではなく、社会公共の利益の確保にある点からも、一般的にいえば輸出の実行行為、即ち積載行為に接着した行為の遂行に入った時には、準備行為(予備)の段階をこえて輸出行為の実行に着手した時点と解すべきである。

この犯罪を関税法に規定したゆえんは、これらの貨物の輸入を禁止することが一般的にみて特に重要であり、かつ、一般輸入貨物について現物に即して直接にその輸入の取締りに当たる税関職員をして調査処分させることが最も適当であるためと解される。

第 109 条 関税法第 69 条の 11 第 1 項第 1 号から第 6 号まで(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物を輸入した者は、10 年以下の拘禁刑若しくは 3,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 関税法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号から第 9 号まで及び第 10 号までに掲げる貨物を輸入した者は、10 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1. 成立要件等

本条は関税法第 69 条の 11 第 1 項に掲げる輸入してはならない貨物の輸入を防止するために規定されたもので、処罰の対象となる物品は関税法第 69 条の 11 第 1 項各号に掲げられた物品に限られる(下記

(9の2)を除く。)。なお、他の法律においてこの輸入してはならない貨物の輸入を処罰する規定がある場合は、本条と競合し、刑法の規定によりその最も重い刑により処断される(後述第2章第4節4.の観念的競合を参照。)。

関税法第69条の11第1項各号に掲げる物品とは、

- (1) 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚醒剤(原料を含む)並びにあへん吸煙具
- (1の2) 違法指定薬物
- (2) 拳銃、小銃、機関銃及び砲並びにこれらの銃砲弾並びに拳銃部品
- (3) 爆発物
- (4) 火薬類
- (5) 化学兵器の製造の用に供されるおそれの高い特定物質
- (5の2) 生物テロに使用されるおそれのある病原体等
- (6) 貨幣、紙幣若しくは銀行券、印紙若しくは郵便切手又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録をその構成部分とするカード(その原料となるべきカードを含む。)
- (7) 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品
- (8) 児童ポルノ
- (9) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品(意匠権又は商標権侵害物品は次の(9の2)を除く)
- (9の2) 意匠権又は商標権を侵害する物品(海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて発送された貨物に限る。)※(9の2)の物品については、関税法109条及び109条の2適用の対象外であるが、認定手続の対象になる。
- (10) 不正競争防止法で輸入が規制されている形態模倣品等

本罪が成立するためには、一般的に、輸入してはならない貨物である「大麻」を「大麻」そのものと認識すれば足りる。(本章第1節1. 成立要件等を参照。)

- (1) 麻薬及び向精神薬、大麻、あへん及びけしがら並びに覚醒剤(原料を含む)並びにあへん吸煙具

本号は公共衛生保護の見地から設けられたものである。

「麻薬及び向精神薬」及び「大麻」とは麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という)、「あへん及びけしがら」とはあへん法(昭和29年法律第71号)、「覚醒剤」とは覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)に定めるものをいう。

令和6年12月12日に大麻取締法及び麻向法を改正する法律が施行され、大麻を取締まる根拠規定が大麻取締法から麻向法に移行し、これまで大麻取締法では大麻草の「部位」により規制していたが、麻向法では同法第2条に規定する麻薬に大麻の有害な成分である $\Delta 9\text{THC}$ と $\Delta 8\text{THC}$ が追加され、「成分」による規制に変更された。

(1の2) 指定薬物

本号に定める物品は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する指定薬物であって、医療等の用途以外の用途に供するために輸入されるものをいう。「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物として、厚生労働大臣が指定するものである(同法第2条第15項)。「医療用の用途」とは、国、地方公共団体、大学等における学術研究試験検査の用途等疾病の診断、治療

又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるものをいう。同法では指定薬物の医療等の用途以外の用途に供するため輸入等してはならないこととされている(同法第 76 条の 4)。

指定薬物を含む危険ドラッグについては、その乱用者による犯罪や重大な交通事故が後を絶たず、深刻な社会問題となっていることを背景に、平成 26 年 7 月に薬物乱用対策推進会議において「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」が策定された。同対策においては、啓発強化や規制のあり方の見直しと並び、迅速に指定薬物への指定を行うこと等が柱とされており、指定薬物に対する水際での対応が、危険ドラッグ対策として一層重要となってきたことから、平成 27 年度改正において、輸入してはならない貨物に追加されたものである。

(2) 拳銃、小銃、機関銃及び砲（以下、「拳銃等」という。）並びにこれらの銃砲弾並びに拳銃部品

本号は社会秩序を維持し、国民生活の安全を確保する見地から設けられたものである。

「拳銃等」及び「拳銃部品」（拳銃の銃身、機関部体、回転弾倉又はスライドをいう。）とは銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）で規制されているものであり、「銃砲弾」とは火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）で規制されている拳銃等に用いられる実包をいう。

(3) 爆発物

2001 年 9 月 11 日の米国における同時多発テロ以降、全世界において、テロの脅威に対処するための積極的取組みが行われ、我が国においても、政府一体となってテロ対策の強化が図られることとなった。

このような社会情勢の中、テロ行為に利用されるおそれのある貨物の水際取締りの強化という社会的要請を受け、平成 17 年度関税改正において、本号から第 5 号までに掲げる物品が新たに輸入してはならない貨物に追加された。

本号は、爆発物取締罰則（明治 17 年太政官布告第 32 号）に定める爆発物をいう。

なお、火炎瓶については、爆発物取締罰則に規定する爆発物には当たらないとする判例（昭 28. 11. 13 最高裁第二小法廷判決）があり、この判例によると、「爆発物取締罰則にいわゆる爆発物とは、理化学上のいわゆる爆発現象を惹起するような不安定な平衡状態において薬品その他の資料が結合せる物体であって、その爆発作用そのものによって公共の安全を攪乱し、人の身体財産を傷害損壊するにたる破壊力を有するものをいうと解すべきである。（以下略）」とされている。

また、爆発物であっても次号に定める火薬類に該当する物品（例えば爆発そのものによる破壊力が公共の安全を攪乱し、人の身体財産を傷害損壊する程度に至らない火薬又は爆薬、あるいは雷管等の起爆装置等）は、本号から除かれる。

(4) 火薬類

本号に定める火薬類とは、火薬類取締法第 2 条第 1 項で規定する火薬、爆薬及び火工品（雷管、信管、導火線等）をいう。

なお、同項の火工品には、実包の記載もあるが、実包は関税法第 69 条の 11 第 1 項第 2 号に含まれており、本号からは除かれる。

(5) 化学兵器の製造の用に供されるおそれの高い特定物質

本号に定める物品は、化学兵器の製造の用に供されるおそれの高い物質として化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に定める特定物質をいう。

特定物質とは、毒性物質（人が吸入し、又は接触した場合に、これを死に至らしめ、又はその身体の機能を一時的若しくは持続的に著しく害する性質を有する物質であって、化学兵器禁止条約の規定

に即して政令で定めるもの) 及び毒性物質の原料となる物質のうち、化学兵器の製造の用に供されるおそれが高いものをいう。具体的にはマスター・ガス、サリン、VXガスなどの毒ガス等及びその原料物質がこれに当たる。

(5の2) 生物テロに使用されるおそれのある病原体等

テロ行為に利用されるおそれのある貨物のうち、第3号から第5号までに掲げる物品については、平成17年度関税改正において輸入してはならない貨物に追加された。

ところが、生物テロに使用されるおそれのある病原体等については、その取締法である「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)において輸入が禁止されていなかつたため、平成18年3月に同法を改正し、特定の病原体等の輸入が禁止されたことから、平成18年度関税改正において、新たに輸入してはならない貨物に追加されたものである。

○一種病原体等

- ・ラッサウイルス(ラッサ熱)・エボラウイルス(エボラ出血熱)・痘瘡ウイルス(痘瘡=天然痘)
- ・クリミア・コンゴ出血熱ウイルス(クリミア・コンゴ出血熱)・マールブルグウイルス(マールブルグ病)

○二種病原体等

- ・ペスト菌(ペスト)・ボツリヌス菌(ボツリヌス症)・SARSコロナウイルス(重症急性呼吸器症候群)・炭疽菌(炭疽)・野兎病菌(野兎病)・ボツリヌス毒素(ボツリヌス症)

(6) 貨幣、紙幣若しくは銀行券、印紙若しくは郵便切手又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録をその構成部分とするカード(その原料となるべきカードを含む。)

本号は経済秩序を維持し、通貨の信用に対する侵害を防止するために設けられているものである。

「貨幣」、「紙幣」、「銀行券」は通常総称して通貨という。外国通貨についても本号が適用される。

本邦の貨幣とは、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」に定める1円から500円までの6種の通常の硬貨及び千円、5千円、1万円の3種類の記念貨幣であり、通常は硬貨という。天皇陛下御在位60年記念の十万円等の臨時補助貨幣も貨幣とみなされる。

紙幣とは、それ自体実質を有しないが政府の保証によって貨幣に代用される証券をいい(令和3年末現在、本邦では流通していない)。また、本邦の銀行券とは、法律又は政府の認可によって一定の銀行が発行するもので、一般取引において交換の具として強制通用力を有するものをいい、日本銀行が発行した法貨をいう(日本銀行法第46条)。

印紙及び郵便切手については、韓国において日本の収入印紙及び郵便切手を偽造したグループが逮捕、また国内の金券ショップで偽造収入印紙が換金される事件が発生したことから、税関における水際取締の充実・強化を図るため、平成21年6月より第6号の物品の対象として追加された。

「印紙」とは、国が特定の歳入金又は租税を徴収する手段として発行する金銭上の価値を表象する証券をいい、例えば収入印紙がこれに当たる。

「郵便切手」とは、郵便料徴収の手段として印紙と同様の機能を営むものをいい、郵便に関する料金を表す証票もこれに含む。

「有価証券」とは財産権を表示する文書であって、その書面に表示された権利の譲渡又は行使には、原則としてその証券の所持を必要とするものをいう。有価証券を形式的に分類すると次の様である。

- ① 公債証券……国債、地方債
- ② 官府証券……財務省証券、郵便為替証書

③ 株券

④ その他の有価証券

イ. 法律上一定の形式を要するもの

社債券、貨物引換証、預証券、手形、船荷証券等

ロ. 法律上一定の形式のないもの

汽車、電車の乗車券、商品券、入場券等

「代金若しくは料金の支払用のカード」とは、商品の購入、役務の提供等の取引の対価を現金で支払うことに代えて、所定の支払システムにより支払うために用いるカードのことであり、例えば、クレジットカード、プリペイドカードがこれに当たる。

「預貯金の引出用のカード」とは、郵便局又は銀行等の金融機関が発行する預金又は貯金に係るキャッシュカードのことである。

「(偽造カードの) 原料となるべきカード」とは、電磁的記録は有していないが、それ以外の当該カードの構造や外観などの客観的な様子及び輸入の状況から、偽造カード製造の原料として使用されると認められるものをいう。「生カード」といわれるカードの原板がこれに該当する(例えば、正規のクレジットカード等のデザインを模した図柄が印刷されたカードで電磁的記録が施されていないもの等)。また、輸入してはならない貨物の対象となるのは、偽造クレジットカードの原料となるべきものであるから、正規のクレジットカード等の原料として輸入されるカードは対象とはならない。

この偽造カードの原料となるべきカード(生カード)は、平成18年度関税改正において、新たに第6号の物品の1つとして追加された。この背景には、平成11年頃から偽造クレジットカードによる国内での被害が急増したが、国内で悪用される偽造クレジットカード等の大半は、海外から密輸された印刷済みの生カードに、国内で、電磁的記録を入力し氏名・有効期限等のエンボス加工を施しているという現状があり、税関としても偽造クレジットカード等の被害防止対策の一環として、水際における生カードの取締りを一層強化しようとしたものである。これによって、無許可輸入罪の適用がない外国郵便を利用した生カードの密輸入事犯も輸入してはならない貨物を輸入する罪で取り締まることが可能となった。

「偽造」とは、正当に作製する権限はなくして、真正な物品に類似する物品を新たに作製することをいう。その形式、質量等の細微にわたって真正なものと一致している必要はないが、少なくとも通常人をして真正な物品だという印象を与える程度に作成しなければ偽造とはいえない。

「変造」とは、既存の真正なものを加工して別個の内容を有するものたらしめることである。例えば、千円札10枚を切断してはり合せ千円札11枚を作製するようなことをいう。

「模造」とは、偽造の程度に達しないもので、一見真物に紛らわしい形態に作製することをいう。

(7) 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品

本号は公の秩序又は善良な風俗を害する物品の輸入を禁止するために設けられたものである。公序良俗を害するかどうかの認定はなかなか困難なことであり、しかも、憲法に定める国民の基本的人権にも重大な関係があるので、本条の適用に当たっては特に慎重に行う必要がある。

「公安を害す」とは社会公衆の安寧秩序を壊乱することであり、公安を害する物品とは、破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条第1項第1号二に掲げる文書等のことをいい、また、これに限ると解される。

「風俗を害す」とは社会一般の善良な性的風俗を乱すことで、風俗を害する物品とは、わいせつ文書等をいうと解されている。

いたずらに性欲を刺激、興奮させ、かつ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反する物品については本号に該当するが、その標準については、社会固有の伝統と歴史に由來したそのときどきの国民感情により健全な常識をもって判断すべきものである。

書籍、図画、彫刻物以外の、「その他の物品」としては、書類、パンフレット、新聞等の印刷物、絵画、写真、映画フィルム、録音テープ等が考えられる。

(8) 児童ポルノ

児童とは 18 歳未満の者をいい、児童ポルノとは、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(平成 11 年法律第 52 号。以下「児童買春処罰法」という。) 第 2 条第 3 項において、以下のとおり定義づけられている。

「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、次の①～③のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

- ① 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- ② 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ③ 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

児童ポルノについては、近年、国際的に児童の人身売買等を含めて大きな問題となっており、児童の権利を擁護し性的搾取等から保護するために国連が策定した「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」(平成 17 年条約第 2 号) が、平成 16 年の国会承認を経て、平成 17 年 2 月 24 日、我が国により批准された。

これを受け、政府は、児童買春及び児童ポルノに係る行為の実情、児童の権利擁護に関する国際的動向等に鑑み、児童の権利の擁護を十全なものとするため、児童買春処罰法における法定刑の引上げ及び処罰範囲を広げる等の改正を行うとともに、税関が児童ポルノの水際取締りを主体的に行うため、平成 17 年度関税改正において、新たにこれを輸入してはならない貨物に追加した。

第 7 号の風俗を害する物品であるわいせつ文書等は、刑法上のわいせつ物に当たるものと解されるが、本号により輸入が禁止されている児童ポルノは、上記のように、児童買春処罰法によって刑法上のわいせつ物とは別に、独自の定義がなされていることに注意する必要がある。

具体的には、次のような物品は児童ポルノには該当するが、刑法上のわいせつ物品には該当しない。

- ・性交又は性交類似行為の描写はあるが、性器の露出がない又は不鮮明なもの
- ・児童又は他人の性器等を触る行為の描写はあるが、性器の描写が不鮮明であったり、殊更に強調されてはいないもの
- ・明らかに性欲を興奮させ又は刺激すると認められる描写ではあるが、下着等衣服を着ているもの

(9) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品

各知的財産権の効力は以下のとおり。対象物品には、以下に列挙する権利を侵害する行為を組成する物品のほか、各権利法に規定する侵害とみなす行為を組成する物品も含まれる。

なお、令和 4 年度関税法改正に伴い、意匠法上の「実施」又は商標法上の「使用」に該当する「輸入」について、外国にある者が日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含むとされたことから、海外の者に事業性があり、その者が模倣品等を郵送等で日本国内に持ち込んだ場合には、日本にいる者

に事業性がない場合、いわゆる個人使用の目的での輸入であっても、当該輸入は意匠権又は商標権を侵害する行為に含まれることとなる（令和4年10月から施行）。また、本物品（上記（9の2）参照）については、関税法109条及び109条の2の対象外であるが、認定手続きの対象になる。

① 特許権（特許法）

新規性等の要件を充足して登録された発明（特許発明）について、業として実施する権利を専有するもの。発明とは「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」で物の発明や方法の発明等がある。物の発明の場合の「実施」には、当該物品の生産、使用、譲渡、貸渡し、輸出、輸入等がある。

② 実用新案権（実用新案法）

新規性等の要件を充足して登録された考案（登録実用新案）について、業として実施する権利を専有するもの。考案とは「自然法則を利用した技術的思想の創作」で、小発明とも呼ばれる。「実施」には、当該物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出、輸入等がある。

③ 意匠権（意匠法）

新規性等の要件を充足して登録された意匠（登録意匠）について、業として実施する権利を専有するもの。意匠とは「物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合、建築物（建築物の部分を含む。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。）であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」で、工業デザインとも言われる。「実施」には、当該物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出、輸入等がある。意匠権の対象は登録意匠そのものだけではなくこれに類似する意匠にも及ぶ。

④ 商標権（商標法）

いわゆるマークのことを商標法では「標章（人の知覚によって認識することができるもののうち文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの）」というが、商品を生産、譲渡等する者が、その商品や包装に使用した標章を「商標」といい、登録により「登録商標」となる。商標権は、登録商標を業として使用（商標を付した商品等の輸出入等）する権利を専有する効力がある。ただし、登録に当たっては使用に係る商品や役務（貨物宅配、ガソリン販売等のサービス）の種類を指定しなければならず、商標権の効力はこの指定商品・指定役務やその類似範囲にしか及ばない。

⑤ 著作権（著作権法）

思想又は感情を創意的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものを著作物といい、著作物を創作した時点で「自動的」に著作者に著作権が付与される。著作者は当該著作物の複製、上演・演奏、上映、公衆送信、口述、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳・翻案等を行う権利を専有する。著作権には発効要件としての登録等は不要（無方式主義）という特徴がある（対抗要件として活用できる登録制度はある）。

⑥ 著作隣接権（著作権法）

著作権は創作者に付与されるが、著作物等を人々に伝達する、歌手や俳優等の実演家、音楽をCD化するレコード製作（音の最初の固定者）、その実演を放送したテレビ局等の放送事業者及び有線放送事業者についても一定の権利が付与されている。これを著作隣接権という。著作隣接権者は実演の録音・録画、放送・有線放送、譲渡等（実演家）、レコード等の複製、譲渡、貸与等（レコード製作）、放送の複製、再放送など（放送事業者）、有線放送の複製、放送等（有線放送事業者）を行う権利を専有する。

* CD等に係る還流防止措置（著作権及び著作隣接権）

国内のアーティストで海外でも人気がある場合、海外のレコード会社にライセンス供与して、現地でのCDの生産及び販売を許諾する場合がある。販売されたCDは真正品である。しかし、国内と現地での物価の違い（例えば日本では3千円程度のところ現地では千円程度等）から、現地で大量に購入したCDを日本に持ち込んで販売するケースがある。これにより国内で本来のセールスが落ちることを回避するため、一定の要件を満たした場合、このような輸入が著作権又は著作隣接権の侵害とみなされる（同法第113条第10項）。

⑦ 回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律）

登録された回路配置（半導体集積回路の回路素子及びこれらを接続する導線の配置）を用いた半導体集積回路の業としての製造、譲渡、輸入等を行う権利を専有するもの。

⑧ 育成者権（種苗法）

区別性、均一性（同時期に栽培した出願品種の特性が、どの植物体においてもほとんど同じであること）および安定性（繁殖を繰り返しても特性が変化しないこと）等の要件を充足して登録された植物の品種（登録品種）について、業として利用する権利を専有するもの。農林水産植物（農産物、林産物及び水産物の生産のために栽培される種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類など）に係る新しい品種の種苗、収穫物及び政令で指定された加工品が保護対象となる。

(10) 不正競争防止法に規定する形態模倣品等

不正競争防止法（平成5年法律第47号）では、一定の行為が不正競争行為とされているが、具体的には次の行為を組成する物品が輸入してはならない貨物とされている。

① 周知表示混同惹起行為（不正競争防止法第2条第1項第1号）

「周知表示」とは需要者¹の間に広く認識されている他人の商品等の表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。）のことである。「広く認識されている」とは、全国的に知られている必要はなく、一地域や特定の需要者層に認識されていれば足りると解される。また、「混同」とは、ある事業者の商品又は営業を他の事業者の商品又は営業と混同することを意味し、混同は現に発生しているか、又は混同が生じるおそれがあれば足りると解されている。ただし、税関の水際取締りは国境措置であることから、一部の地域で知られている商品等表示は輸入取締りの対象から除かれ、全国の需要者の間に広く認識されている商品等表示に限られるとされている。

周知表示と同一又は類似の表示を使用した商品の取引により、他人の商品と混同を生じさせる行為が不正競争行為に当たる。

② 著名表示冒用行為（不正競争防止法第2条第1項第2号）

「著名表示」とは一般の消費者等においても広く知られている他人の商品等の表示であり、「周知表示」とは異なり、一地域や特定の需要者層に知られているだけでは足りず、全国的に知られている必要がある。どの程度知られていればよいかは個別具体的なケースに応じて判断せざるを得ないが、一般的には、ブランドメーカーのマーク等がこれに当たる。著名表示を勝手に使用して取引等を行う行為が不正競争行為に当たる。

（注）これまで、裁判例で著名と認められた商品等表示の例

「アリナミンA25」、「ピーターラビット」、「マクセル」、「菊正宗」、「プルデンシャル生命

¹ 需要者とは、その商品等の取引の相手方をいい、最終需要者に至るまでの各段階の取引業者もこれに含まれる（「逐条解説不正競争防止法」有斐閣より）。

「保険」、「JACCS」、「JAL」、「ELLE」、「MOSCHINO」、「J-PHONE」、「青山学院」、「Budweiser」、「三菱」、「

周知表示混同惹起行為が混同惹起を要件としているのに対し、著名表示冒用行為は第三者が正当な物品と当該物品とを混同する必要はない。著名表示が冒用され続けると本来その表示がブランド的に有していた価値が徐々にありふれたものにおとしめられてしまう（ダイリューション）こと、本来その表示が持っていたブランドに不当に劣化した印象がついてしまうこと（ポリューション）やその価値を獲得するまでの正当事業者の努力にただのり（フリーライド）する行為に不正を見出すものである。

法第2条第1項第1号及び第2号の規定は、商標権を補完する制度と言える。商標権と異なり、登録の必要はなく、指定商品・指定役務の概念もない。

③ 商品形態模倣行為（不正競争防止法第2条第1項第3号）

商品形態模倣行為とは、他人の商品等の形態を模倣した商品を譲渡等する行為であり、その行為が不正競争行為に当たる。「商品の形態」とは、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することのできる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう（同法第2条第4項）。ただし、当該商品の機能を確保するために不可欠な形態については、その形態をとらない限り商品として成立し得ず市場に参入することができないものであり、特定の者の独占的利用に適さないものであるので、ここでいう「商品の形態」からは除外されている。また「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいうとされている（同条第5項）。なお、形態模倣品として差止等の対象となるのは、商品の国内発売から3年間に限られる（同法第19条第1項第5号イ）。

④ 営業秘密侵害行為（不正競争防止法第2条第1項第10号）²

営業秘密侵害行為とは、営業秘密を不正使用して製造された物品を、情を知って、譲渡等する行為であり、その行為が不正競争行為に当たる。「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法・販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう（同法第2条第6項）。なお、営業秘密を侵害する物品の差止等の対象は、営業秘密の保有者が営業秘密を侵害する事実及び行為を行う者を知った時から3年間又は営業秘密を侵害する行為の開始の時から20年間に限られる（同法第15条第1項第1号及び第2号）。

⑤ 技術的制限手段無効化装置提供行為（不正競争防止法第2条第1項第17号及び第18号）

「技術的制限手段」とは、音楽、映画、写真、ゲーム等のコンテンツに関して無断コピーや無断視聴を防止するための技術であり、正当に許諾を受けた者以外の視聴等不正使用を制限するための機能（アクセスコントロール）及びこれらコンテンツに信号を付して複製等を制限する機能（コピー・コントロール）をいう。

デジタル化・情報通信技術の進展を背景にしたコンテンツの製作、流通等に係る形態の多様化に伴い、技術的制限手段を利用したコンテンツ提供事業（コピー・コントロール付DVD、放送番組を暗号化した契約者向け有料放送など）が展開されているが、近年のインターネット技術の急速な発

² 我が国の企業情報（不正競争防止法における「営業秘密」）の国内外への流出事案が相次いで顕在化していることを受け、平成27年度不正競争防止法の一部改正では、不正に営業秘密を取得した者に係る罰則の引上げ等のほか、営業秘密の不正使用により生産された物品（営業秘密不正使用物品）であることを知っている者が、当該物品を輸出入等する行為を禁止し、その行為を刑事罰の対象とすることとされた。これを踏まえ、平成28年度関税改正において営業秘密侵害品を関税法上の輸出としてはならない貨物及び輸入してはならない貨物に追加することとしたものである。

展を背景に、ゲームソフトやスクランブル放送の無効化機器の氾濫など、技術的制限手段無効化に係る問題が強く指摘されている。特に、ゲーム産業では、ゲームソフトを不正にダウンロードしてゲーム機で利用できるようにするコピーコントロール技術を無効化する装置等が提供されることに伴う被害は、インターネット上の著作権侵害コンテンツの氾濫と相まって、より深刻なものとなっている。このような状況を踏まえ、平成 22 年 5 月に知的財産戦略本部において決定された「知的財産推進計画 2010」においてアクセスコントロール無効化規制の強化が盛り込まれた。これを受け規制対象装置等の範囲の拡大とともに、その提供及び輸出入行為に対する罰則の整備を内容とする不正競争防止法の一部改正が行われたことから、平成 23 年度改正においてこれらを関税法の輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物に追加したものである。

2. 予備等犯

(第 109 条)

- 3 前 2 項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。
- 4 第 1 項の罪を犯す目的をもってその予備をした者は、5 年以下の拘禁刑若しくは 3,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 5 第 2 項の罪を犯す目的をもってその予備をした者は、5 年以下の拘禁刑若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

輸入してはならない貨物を輸入する行為は極めて反社会的性格が強いものであるから、輸入をなし遂げた場合はもちろん、実行に着手してこれを遂げない場合及び輸入の予備行為をした場合もそれぞれ未遂犯、予備犯として罰せられる。

既遂の時期について、関税法第 2 条第 1 項第 1 号において、輸入とは「外国から本邦に到着した貨物（中略）を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ることをいう。」と定義されているので、関税法第 109 条の罪についても保税地域を経由しない場合は陸揚げのとき、保税地域を経由する場合は、保税地域を経て国内に引き取ったときが、既遂の時期である。

予備・未遂の境界となる実行の着手時期に関しては、事実関係のいかんにより個々具体的に認定されなければならないが、一般的には「関税法第 69 条の 11 第 1 項に掲げる貨物を輸入」という構成要件からみて、輸入行為に近接する行為をしたときと考えられている。

判例には、船舶による瀬取りの案件で「陸揚げする行為を開始したとき又はそれに密着する行為を行い陸揚げの現実的危険性のある状態が生じたとき」を実行の着手とするもの（東京地裁 平 12. 2. 29）、覚醒剤を海上に投下したが、悪天候等のため回収できなかった事案について「覚せい剤が陸揚げされる客観的危険性が発生しておらず、禁制品輸入罪の実行の着手があったとはいえない」としたもの（最高裁 平 20. 3. 4）、航空旅客の携帯品について、機内持込手荷物に関しては「自ら携帯して上陸審査場に赴いて上陸審査を受けるまで」、機内預託手荷物に関しては取卸しの後、「空港作業員により旅具検査場内に搬入」させた時点までに既に実行の着手があったとするもの（最高裁 平 11. 9. 28）等がある。

3. 第 109 条と第 110 条又は第 111 条第 1 項との関係

法益が異なることから各罪が成立するものと解される（構成要件標準説）。

判例では、絶対的輸入禁止品の密輸入行為について、第 109 条とは別に、第 110 条ないし第 111 条第 1 項第 1 号の罪の成立を認めている。また、このように認めても不利益供述の強要に当たらないとする

(最高裁 昭 54.5.10、昭 54.5.29、東京高裁 平 25.8.28 等)。

第3節 輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪

- 第 109 条の 2** 第 69 条の 11 第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 5 号の 2 及び第 6 号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限る。）を第 30 条第 2 項（外国貨物を置く場所の制限）の規定に違反して保税地域に置き、又は第 65 条の 2（保税運送ができない貨物）の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、10 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 第 69 条の 11 第 1 項第 8 号、9 号及び第 10 号までに掲げる貨物（輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、同項第 9 号に掲げる貨物にあっては、回路配置利用権のみを侵害するものを除く。）を第 30 条第 2 項の規定に違反して保税地域に置き、又は第 65 条の 2 の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、10 年以下の拘禁刑若しくは 700 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 3 前 2 項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。
- 4 第 1 項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、5 年以下の拘禁刑若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 5 第 2 項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、5 年以下の拘禁刑若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

従来、輸入してはならない貨物を輸入する罪は、我が国を経由し、わが国に輸入されることなく外国に輸送される輸入してはならない貨物については、関税法上の取締規定がなかったところである。しかし、主要国においては、トランジット貨物については、陸揚げ等が行われなければ密輸入の対象としない旨を定めた上で、その例外として不正薬物等については、特に寄港した航空機内等で所持する者を違法密輸入者とする等の取扱い等が行われている状況にある。

このため、平成 12 年度関税改正において、不正薬物等の輸入してはならない貨物について、保税地域制度、保税運送制度を悪用して第 3 国に輸送されることに対して取締り・罰則規定を新たに制定したものである。これにより、覚醒剤取締法等の国内取締法に加えて、関税法においても水際取締りの対象にできるほか、外国への不正薬物等の流入を防ぎ、国際的な不正薬物等の取締強化に貢献できることとなった。

平成 12 年度改正では、輸入してはならない貨物のうち、不正薬物（第 1 号物品）、銃砲等（第 2 号物品）及び偽造通貨等（旧第 3 号→現第 6 号物品）が対象であったが、平成 17 年 4 月 1 日から、輸入してはならない貨物に追加された物品のうち、爆発物（現第 3 号物品）及び火薬類（現第 4 号物品）についても本罪の対象とされた。また、平成 18 年 4 月 1 日から関税法第 69 条の 11 第 1 項第 6 号に追加規定された（偽造カードの）原料となるべきカード、更には、平成 19 年 6 月 1 日に輸入してはならない貨物に追加された生物テロに使用されるおそれのある病原体等についても、本罪の対象となつた。

平成 20 年度関税改正では、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 8 号、第 9 号及び第 10 号に掲げられている児童ポルノ、知的財産侵害物品及び不正競争防止法上の形態模倣品等が本罪の対象に追加され、平成 27 年 4 月 1 日、指定薬物も輸入してはならない貨物に追加されたことから、本罪の対象となつた。さらに、平成 28 年度改正において、不正競争防止法で輸入が規制されている営業秘密侵害物品が本罪の対象に追加された。

第4節 関税を免れる等の罪

関税には、国内産業保護という政策的な機能もあるが、他の国税と同様にその本質においては国の財政収入を目的とする租税であるということに変わりはない。

偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税の払戻しを受け、あるいは関税を納付すべき貨物について偽りその他不正の行為により関税を納付しないで輸入することを処罰する理由も、脱税を防止し国庫の収入を確保するためにある。

したがって、本罪の直接の保護法益は、国家の財政権、特に課税権の確保にあるものと解される。

第110条 次の各号のいずれかに該当する者は、10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税の払戻しを受けた者
- 二 関税を納付すべき貨物について偽りその他不正の行為により関税を納付しないで輸入した者

1. 成立要件等

(1) 行為

① 関税ほ脱 (第1項第1号前段)

「偽りその他不正の行為により関税を免れ」とは、積極的な不正行為により関税を免れた場合のみに限らず、脱税を可能とする社会通念上不正と認められる一切の行為を含む。

例えば、故意に低価申告して関税額の確定を誤らせる場合は当然であるが、無申告で有税品を直接陸揚げして密輸入し、関税の確定を不能にさせる場合も成立する。

② 戻税不法領得 (第1項第1号後段)

「偽りその他不正の行為により関税の払戻しを受け」とは、税関職員を欺罔し、これによって税関職員が錯誤に陥り、この錯誤により関税の払戻しを受ける行為をいう。

すなわち、これは定率法に規定する戻し税について、偽りその他不正行為により税関職員を欺罔し、これに基づいて関税の払戻しを受ける行為である。

③ 関税不納付 (第1項第2号)

「関税を納付すべき貨物について偽りその他不正の行為により関税を納付しないで輸入」とは、正しく関税額の確定が行われた貨物を、偽りその他不正の行為によりその関税額を納付することなく輸入する場合、例えば、輸入の許可書の偽造、銀行の関税領収書の偽造等の不正手段により関税を納付することなく輸入する場合等をいう。

第1号前段と第2号との関係は、対象となる貨物について関税の確定が行われているかどうかによってその態様を異にし、第2号の罪は、前の段落の例のとおり関税の確定が行われている貨物を対象とする。

(2) 主体

本罪の主体が納税義務者であることは「関税を免れ」等の構成要件からみて明らかであり、納税義務者は第6条の規定により貨物を輸入する者及び関税法、定率法その他関税に関する法律で特に納税義務者とされている者に限定されている。

したがって、輸入申告者(貨主)のほか、税関手続を当初から履行せず貨物を密輸入する場合は、当該貨物の引取者(輸入者)が納税義務者となりほ脱犯の主体となる。

(3) 客体

関税ほ脱及び関税不納付の犯罪に係る貨物は有税品であることを要する。有税品であれば、普通貨物、郵便物、携帯品、船（機）用品等のいずれであるかを問わない。

また、戻税不法領得犯の客体は、既納の関税である。

(4) 犯意

関税ほ脱及び関税不納付の犯意は、犯罪に係る貨物が有税品であるとの認識は必ずしも必要でなく、関税未納の貨物であることを認識しながら、関税を納付しないでこれを輸入しようとする意思があれば足りる。

関税未納であることの認識は、その貨物の陸揚げ又は保税地域からの引取りの瞬間ににおいてあれば足り、最初から計画的手段によって関税ほ脱に着手したか否か、また、事後に納税の意思があつたか否かを問わない。しかし、関税納付済の貨物と誤認して引き取った場合は、犯意が阻却される。

2. 通関業者によるほ脱犯

2 通関業者の偽りその他不正の行為により関税を免れ、若しくは関税の払戻しを受け、又は関税を納付すべき貨物を関税を納付しないで輸入することとなった場合における当該行為をした通関業者についても、また前項の例による。

(1) 通関業者は貨主と異なり、本来の納税義務者ではないから、ほ脱犯の主体とはなり得ないが、その通関手続上に占める重要な役割にかんがみ、貨主と等しく下記（2）のとおり通関業者もまたほ脱犯の主体となり得ることを明らかにする必要がある。また、戻税不正領得等についても、同様な趣旨から特に本規定が設けられているものである。

(2) 「通関業者」とは、通関業法（昭和42年法律第122号）第2条第3号に掲げる者をいう。納税義務者である貨主又は通関業者が法人であるときは、犯則行為を行った貨主の従業員又は通関士その他通関業者の従業者についても、両罰規定を介して各当事者の所属する法人ともども第1項又は第2項の罪が成立することになると解されている。

3. 予備犯及び未遂犯、罰金額

(第110条)

3 前2項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

4 前3項の犯罪に係る関税又は関税の払戻しの額の10倍が1,000万円を超える場合においては、情状により、前3項の罰金は、1,000万円を超える当該関税又は関税の払戻しの額の10倍に相当する金額以下とすることができます。

5 第1項又は第2項の罪を犯す目的をもってその予備をした者は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前項の犯罪に係る関税又は関税の払戻しの額の10倍が500万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金は、500万円を超える当該関税又は関税の払戻しの額の10倍に相当する金額以下とすることができます。

(1) 予備犯及び未遂犯

関税ほ脱犯等が国家財政に脅威を与え、一般刑事犯にも相当する害悪性を持つことから、その予備犯、未遂犯も処罰することとされている。

① 「関税ほ脱」の既遂の時期は、虚偽の申告により輸入する場合においては、低額に關税額を確定させて輸入の許可を受けた時であり、また、無申告で輸入する場合においては、貨物を引き取った時（陸揚げの時）に關税債権の具体的確定を妨げたものとして既遂となる。

また、「実行の着手」の時期については、虚偽の申告により輸入する場合は「申告の時」、無申告では脱を図った場合は「陸揚行為に入った時」と考えられる。

② 「戻税不法領得」の既遂の時期については、税關において払戻処分の決定をした時であり、現実に払戻しの金額を入手したかどうかを問わない。すなわち、不正な行為により誤って戻し税の決定がなされたときに、国家の財政収入を減少せしめる原因となる事実が発生したからである。

また、「実行の着手」の時期は、「払戻申請を行った時」である。

③ 「關税不納付」の既遂の時期は、例えば偽造の輸入許可書を行使して貨物を引き取った時であり、偽造銀行領収書により輸入する場合は、当該領収書を提示して輸入の許可を受けた時である。

また、「実行の着手」の時期は、それぞれ、「貨物の移動に着手した時」、「偽造の銀行領収書を提示した時」と考えられる。

(2) 罰金額

旧来の関税ほ脱犯等に対する処罰は罰金又は科料に限られており、形式的には刑罰であるが、実質的には不法行為に基づく国家の損失に対する損害賠償に類するものであると觀念され、その罰金額等も、ほ脱した税額の何倍というように數字的に法定されていた。

しかしながら、戦後における関税ほ脱犯は、関税そのものほ脱を目的とするよりは、むしろ国家の禁止制限を突破して関税をほ脱することにより経済界の間隙を縫って巨利を得んとするもの及び経済秩序を破壊するごとき悪質な性格を帯びるものに移行してきた。また、国民の納税義務感も昂揚された結果、いわゆる脱税犯に対する反社会性、反条理性が次第に理解されるに至った。

このような背景から、その処罰も単なる行政犯的なものから脱却してむしろ刑事犯的な色彩を持つに至り、その罰則を強化し、ほ脱額を罰金算定の基礎としないで、罰金についても1,000万円以下という自由量定刑を規定し、更に拘禁刑も科し得ることとして、裁判官に量刑の権限を与え重刑をもって臨んでいる。

ほ脱関税額又は不正領得戻税額が多額であった場合には、罰金刑を1,000万円の範囲内で量定することは上述の趣旨が一貫しない結果となるので、それらの額の10倍が1,000万円を超える場合においては法定刑の上限を拡張し、犯状に即応した妥当な量定が可能となるようされている。

「犯罪に係る関税又は関税払戻しの額」とは、その犯罪が行われた当時の法令により決定した額をいい、また、低価申告による差額関税ほ脱の場合においては、そのほ脱した関税額をいう。

4. 第110条と第111条第1項との関係

法益が異なることから各罪が成立するものと解される（構成要件標準説）。1個の行為につき数罪が成立する場合は觀念的競合の関係になるであろう（第2章第4節4.（觀念的競合）も参照。）。

例えば、輸入許可を受けることなく有税品を引き取り、もって関税をほ脱した場合は、第110条の構成要件と第111条第1項第1号の構成要件に該当することになる。判例では、第110条の保護法益は国

の課税権の確保であり、第 111 条第 1 項第 1 号の保護法益は通関秩序の維持とされ、両者はその保護法益が異なるため、両罪が成立するとして、刑法第 54 条第 1 項前段にいう「一個の行為が二個以上の罪名に触れ」る場合に該当するので、観念的競合としてその最も重い方の刑によって処断された（最高裁 昭 33. 10. 27）。

第 5 節 許可を受けないで輸出入する等の罪

平成 19 年度関税改正において、形式犯に分類されていた虚偽申告罪（関税法第 113 条の 3）が廃止され、偽った申告をする等して輸出入する罪（関税法第 111 条第 1 項第 2 号）が新設された。これにより、関税法第 111 条は、第 1 項第 1 号で「許可を受けないで輸出入する罪」を、同項第 2 号で「偽った申告をする等して輸出入する罪」を規定することになり、これらを総称して「許可を受けないで輸出入する等の罪」と呼ぶことにした。

なお、同罪の対象となる金の密輸入に対する抑止効果を高め、密輸入者等を一層厳正に処罰するため、平成 30 年度関税改正において、罰金額が引き上げられた。

【許可を受けないで輸出入する罪（無許可輸出入罪）】

第 111 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の 5 倍が 1,000 万円を超えるときは、罰金は、当該価格の 5 倍以下とする。

- 一 第 67 条（輸出又は輸入の許可）（第 75 条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。）の許可を受けるべき貨物について当該許可を受けないで当該貨物を輸出（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積みもどしを含む。次号及び次項において同じ。）し、又は輸入した者
- 二 （略）

本罪は、税関の基本的任務の一つである輸出入貨物に対する管理の徹底を図るため、税関の許可を受けることなく貨物の輸出入の行為を行い、又は行おうとすることを防止するために設けられたもので、税関行政上の秩序を維持し、正常な貿易の進展及び国内経済の安定を図ることに寄与し、貿易統計上の正確を図ろうとするものであり、以前は通関秩序に重点をおいた秩序犯としての性格をもっていた。

その後、密輸出入犯は、その性質において一般刑事犯的傾向を帶び、その態様も多種多様となり、国家経済に対して重要な影響を及ぼすに至るようになったことから、単なる通関秩序の維持という法益保護を目的とする秩序罰的性質のみならず、実質犯の範囲にある密輸犯に関する原則的規定となるに至った。

1. 成立要件等

- （1） 本罪の客体に関し、「貨物」とは、原則、輸出入の許可の対象となるすべての貨物である。船舶もそれ自体が輸出入の対象であれば関税法上貨物となり、本罪の対象となる（最高裁 昭 31. 7. 18）。なお、外国為替及び外国貿易管理法第 6 条に規定する支払手段や貴金属も含まれる。また、船用品、一部郵便物等のごとく関税法上輸出入の許可を要しないものとされている貨物については、原則、無許可輸出入罪の成立はないとされる。

- (2) 本罪の行為に関し、「許可を受けないで貨物を輸出し、又は輸入」とは、不正に輸出（第75条により準用される積戻しを含む。）又は輸入する行為をいう。
- ① 「輸出」とは、内国貨物を外国に向けて送り出すこと（第2条の輸出の定義）をいい、その解釈については、関税法は通関によってすべての貨物の輸出入を管理するものであるから、輸出の完了も通関線を突破して税関の規制を離れる段階、すなわち輸出の許可を受け、外国仕向けの船舶に船積みして、通関線を完全に突破したことにより完成するものと解されている。
- ② 「輸入」とは、外国から本邦に到着した貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経由して本邦に）引き取ることと定義されている（第2条）。最高裁は、「関税法上の無許可輸入罪については、その既遂時期は、保税地域や税関空港等を経由するばあいは、通関線突破の時と解すべき」としている（昭和58.9.29）。
- (3) 犯意について、輸出又は輸入の許可が必要とされる貨物に関して税関の輸出又は輸入の許可が未済であることの認識を有しながら、不正にこれを輸出し又は輸入しようとする意思が必要である。税関の許可が未済であることの認識は事前に有することを要しないのであって、貨物を現実に陸揚し、引取り、又は積み出す等の際にこれを有していれば足りるのである。しかし、許可未済の貨物を許可済みの貨物と誤信して、陸揚げ、引取り又は積出しを行う等の行為は、事実の錯誤であり、犯意が阻却される。

2. 予備犯及び未遂犯

無許可輸出入罪は、既遂のみでなく予備、未遂についても処罰することとしている。

- (1) 密輸出の既遂の時期は、我が国の領土外に仕向けられる船舶に貨物を積載した時と解されている。実行の着手時期は、一般的に、輸出の実行行為即ち積載行為に接着した手段行為の遂行に入った時において予備の段階を超え、輸出行為の実行に着手した時点と解すべきであろう。
- (2) 密輸入の既遂の時期は、保税地域を経由するものについては、不正の行為により外国貨物を保税地域から引き取った時、また、保税地域を経由しないものについては、不正の行為により外国貨物を船舶から我が国に陸揚げした時と解するのを通説とする。
- また、「実行の着手」については、密輸態様ごとに、これら構成要件実現の現実的危険性を含む行為の開始時又は法益侵害の危険性の発生時をもって実行の着手と解される。

3. 第111条第1項第1号と同項第2号の関係

構成要件的評価によって罪数を決定すべきである（構成要件標準説）。両罪が成立した場合は、法条競合の関係にあり、一方の罪に吸収されることになるであろう。

【偽った申告等をして輸出入する罪（虚偽申告輸出入罪）】

第111条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の5倍が1,000万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。

一 (略)

二 第67条の申告又は検査に際し、偽った申告若しくは証明をし、又は偽った書類を提出して貨物を輸出し、又は輸入した者

同条第1項第2号で規定されている「偽った申告等をして輸出入する罪」について、輸出申告又は輸入申告は、税関における最も基本的な申告の一つであり、それに基づく審査及び輸出入貨物の検査は税関行政において中心的な役割をもっている。

したがって、本条は、輸出申告又は輸入申告に際し所定の義務規定を遵守させて、通関秩序を維持し、特に輸出入貨物に対する他法令規定の最終的な取締りの実効性確保のために設けられているものである。

1. 「申告又は検査に際し」

「申告又は検査に際し」とは、第67条に規定する輸出申告又は輸入申告、並びにこれらの申告があった場合に税関が必要と認めて実施する輸出入検査をいい、蔵入承認申請及び蔵入検査等は含まない。

また、申告の際は輸出入申告書を提出するほか、第68条で仕入書又は契約書その他課税標準決定のため必要な書類等を提出する義務があり、かつ、第70条により、輸出入申告の際、他の法令の規定による許可、承認等を受けていることを証明し、輸出入検査等の際、他の法令の規定による検査の完了、条件の具備を証明しなければならないことになっており、本規定はこれら申告又は検査の際の不正に対処するものである。

2. 「偽った申告若しくは証明をし、又は偽った書類を提出し」

「偽った申告若しくは証明をし、又は偽った書類を提出し」とは、虚偽の事実を申告する虚偽申告、同じく証明する虚偽証明及び虚偽内容の書類を提出する虚偽書類提出の三つの類型を明確化したものであり、本罪は申告書その他の書類に虚偽の事実を記載することはもちろん、変造し又は偽造した証明書、インボイス等を輸出入の申告に關係して行使することを含むものである。

3. 成立範囲

本罪の成立範囲は、必ずしも形式的な関税法施行令第58条又は第59条の法定記載事項に限るものではなく、税関長の輸出入許可行為に実質的な影響を及ぼす内容、項目にわたるものと解するのが妥当である。

判例では、法定記載事項以外の事項の虚偽申告でも旧虚偽申告罪の成立を認めたものがある（最高裁昭45.10.22）。

また、航空旅客による覚醒剤密輸入未遂事件について、他人からの預かり物の有無に関する虚偽申告・虚偽説明がなされた案件で、この行為を輸入許可に関する「税関職員の判断を誤らせる危険性を帯びていたのであるから、虚偽申告輸入罪の実行行為性を疑う余地はない」ものとして、輸出入申告自体の虚偽のみならず、検査の過程における虚偽説明をも处罚対象とした判例がある（千葉地裁 令2.7.14）。

4. 既遂時期

本罪の既遂の時期は、輸出又は輸入をした時であり、同項第1号の許可を受けないで輸出入する罪と同じと考えられる。

第6節 関税貯物罪

関税法第108条の4から第111条までの罪は、社会的危険性の高い犯罪であるため、これらの犯罪を助勢し、若しくは誘発し、又はこれらの犯罪の実行を容易ならしめるおそれがある一切の行為を排除する必要がある。このため、関税法では特にこれらの行為を独立罪として関税貯物罪を規定し、下記各犯罪の発生を抑制することを目的としている。なお、貯物（贓物）とは犯罪によって他人の財産を侵害し、手に入れた物を意味し、関税法における貯物とは、下記1. のとおり密輸犯罪にかかる貨物を意味する。

第112条 第108条の4第1項若しくは第2項(輸出してはならない貨物を輸出する罪)、第109条第1項若しくは第2項(輸入してはならない貨物を輸入する罪)、第109条の2第1項若しくは第2項(輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪)又は第110条第1項(関税を免れる等の罪)の犯罪に係る貨物について、情を知ってこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあっせん（一中略一）をした者は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (省略)

3 前条第1項の犯罪に係る貨物について情を知って運搬等をした者は、3年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の3倍が500万円を超えるときは、罰金は、当該価格の3倍以下とする。

1. 犯罪に係る貨物

「犯罪に係る貨物」とは、第108条の4、第109条、第109条の2、第110条、第111条の既遂罪に係る貨物で、いわゆる密輸貯物である。

本罪が成立するためには、本犯の行為が輸出してはならない貨物を輸出する罪、輸入してはならない貨物を輸入する罪、輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪、関税を免れる等の罪、許可を受けないで輸出入する等の罪の構成要件に該当した違法な既遂行為であることを要し、かつ、これをもって足り、本犯が犯罪として成立していることは必要ではない。したがって、本犯が14才未満の者、心神喪失者等の責任無能力者である場合、関税法の効力の及ばない外交官等である場合も、それらの者の行為により違法に輸入された貨物は犯罪に係る貨物となる。

また、貯物は密輸によって取得せられた物自体を意味するものであるが、その物の原形の単なる変更程度の加工であれば、依然貯物の同一性を失わないと解されている。

2. 犯意

本罪が成立するためには、運搬等の行為者において貨物が密輸貯物であることを認識して貯物を運搬、保管、取得又は処分の媒介若しくはあっせんをすることが必要である。

しかし、本犯が何人であるかまでをも認識する必要はなく、また本犯の行為の具体的な内容及び行為の場所、日時等の詳細な事実を知っていることは必ずしも必要としない。

3. 運搬

「運搬」とは、貯物の場所的移転をすることを指しており、距離の長短は問わない。

運搬罪は貯物を受け取って場所的移転を開始した時に成立するものと解する。

密輸貯物である旨の情は当初から知っている必要はなく、運搬の途中ではじめて貯物であることを知

った場合にはそれ以後の運搬行為が運搬罪を構成する。また、運搬は有償、無償を問わない。

4. 保 管

「保管」とは、貯物を自己の管理下におくことをいう。

賃貸借によってその物を保管する場合も含まれる。貯物であることを知らずして取得・保管し、その後その情を知りながら保管を続ける場合は保管罪を構成する。また、有償、無償たるを問わない。

5. 有償、無償取得

「有償若しくは無償で取得」とは、貯物の所有権を有償若しくは無償で取得することである。

売買はもちろん、交換、債務の弁済、贈与、無利息消費貸借等により取得する場合も本罪を構成する。

有償取得、無償取得とも本犯から直接取得することは要しない。

貯物である情を知って取得すれば、各段階で本罪の適用を受ける。

また、貯物受領の際、情を知つていれば本罪は成立するが、受領後はじめて貯物である情を知つた場合、本罪は成立しない。

6. 処分の媒介・あっせん

「処分の媒介若しくはあっせん」のうち、媒介とは、ある人と他の人との間に介して尽力する商法の仲介の如きもので、あっせんとは、ある人と相手方との間の交渉が円滑に行われるよう第三者として世話をすること実行為をいう。

7. 本犯の貯物行為

密輸入の実行行為者（本犯）が、事後的にその密輸貯物を運搬し、保管していた場合、第 109 条ないし第 111 条の本犯の罪のほかに本罪も成立するか否かについては、本犯の罪が成立した場合は、「不可罰的事後行為」として本罪は不成立と解される。

不可罰的事後行為とは、当初の犯罪の一部とみなされ、別罪を構成しない行為をいう。

第3章 関税形式犯

関税法上の犯罪は、その内容からみて実質犯と形式犯とに分けることができる。形式犯とは、輸入してはならない貨物を輸入する罪、関税を免れる等の罪、許可を受けないで輸出入する等、第2章の実質犯以外の犯罪をいい、概していえば、税関行政の秩序を維持し、その執行の確保にあたることを目的として設けられた犯罪のことである。

具体的には、第112条の2から第115条の3までに規定する犯罪がこれに該当するが、その立法趣旨も関税の確保を目的としたものから通関秩序を維持することを目的とするものまでを含み、さらには職権拒否犯のごとき一般的行政秩序の維持を目的とするものもあり、多くの類型をもっている。なお、形式犯は、実質的な法益侵害を発生させるものではないので、実質犯と比較するとより軽い法定刑となっている。

第1節 用途外使用等犯

定率法の規定により、国内産業の保護育成等の見地から有税品について特定の用途に供される場合に限り特に減免税措置をとることとしている場合があるが、この措置を受けた原料品が、当該特定用途以外の用途に供されることは好ましくないので原則として禁止している。これら禁止規定の実効性を確保するため、用途外使用等違反罪が設けられている。

第112条の2 関税定率法第13条第6項（用途外使用等）（同法第19条第2項において準用する場合を含む。）又は第20条の2第2項（用途外使用等）の規定に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。

1. 「関税定率法第13条第6項の規定」は、同条第1項により減免税された、例えば、配合飼料製造用の原料品であるとうもろこし、こうりやん等は、その輸入許可の日から1年以内に配合飼料製造用以外の用途、例えば、醸造用に供したり又はその用途に供するため譲渡してはならない旨を規定した禁止規定である。

この定率法第13条による減税又は免税を受けた製造用原料品に対する用途外使用の禁止規定は、同法第19条で減免税された輸出貨物の製造用原料品についても準用されている。

2. 「第20条の2第2項の規定」は、例えば、真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用されるニッケルのはく等のごとく特定の用途に供することを要件として定められている軽減税率の適用を受けた貨物をその輸入許可の日から2年以内に、前同様特定用途以外の用途に供し又はその用途に供するため譲渡してはならない旨を規定した禁止規定である。

3. 「規定に違反した者」とは、これら禁止規定に違反して特定の用途以外の用途に使用する等の行為を行った者であるが、法定の製造等の特定用途に使用する目的をもって製造用に使用する製造者等、本来減免税物品を取り扱う者は犯罪主体たり得るものと解されている。なお、これを当該用途以外の用途に供する目的で譲り受けた者は処罰対象とはならない。また、関税暫定措置法による減免税貨物の用途外使用については、これと同様の規定が同法第10条（用途外使用等の制限）に規定されており、それに対する罰則が同法第16条に規定されている。

第2節 不開港無許可出入犯

外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）は、原則として開港又は税関空港に出入りするものであり、直接の取締機関である税関も、開港又は税関空港にその重点をおいて配置されている。

したがって、不開港における税関の取締体制は不十分であり取締りの万全を期し難いこと及び不開港は元来外国貿易のため開かれている港ではないことから、外国貿易船等が不開港に出入りすることは原則的に禁止している。

当該規制の実効性を確保し、関税行政秩序を維持し、取締りの完璧を期するため本罪が設けられている。

第113条 第20条第1項（不開港への出入）の規定に違反して外国貿易船等を不開港に出入させた船長又は機長（船長又は機長に代わってその職務を行う者を含む。（中略））は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

1. 「第20条第1項の規定に違反し」とは、外国貿易船等の船長又は機長が税関長の許可を受けることなく、違法に外国貿易船等を不開港に出入りさせることをいう。

なお、検疫のみを目的として検疫区域に出入りする場合又は遭難その他やむを得ない事故により不開港に出入りする場合はその特殊性からして除かれている。

ただし、遭難、その他やむを得ない事故により不開港に入港した場合は、事後手続として税関職員（税関職員がいないときは警察官）に直ちに届出をする義務がある（第20条第2項）。この届出をしない場合は、本罪は成立せず、第114条第1項第11号の罪が成立する。

2. 「不開港」とは、港、空港、その他これらに代わり使用される場所で、開港及び税関空港以外のものを行う。港湾機能のない単なる海岸線、入り江、ヘリコプターが発着するビルの屋上等であっても、停泊、陸地との交通又は貨物の積卸し等のため一時的に使用することが可能な場所であれば、これに含まれる。

3. 「船長又は機長に代ってその職務を行う者」とは、適法にその職務を行う者に限らず、その原因の如何を問わず事実上これらの職務を行うものを含むものであり、これは、不開港出入を規制する目的を達成するためには、無権限の職務執行者でも船長又は機長としての責任を負わせる必要があるからである。

ただし、第26条の規定による「船長又は機長の行為の代行者」は、許可を受けないと不開港に入港してはいけないという義務を負っている者でなく、許可申請等の行為を代行することができる者であるため処罰の対象とはならない。

第3節 特例申告書提出懈怠（けたい）犯

特例申告の実施に伴って納税申告を怠る可能性があることから、正当な理由なく納税申告をしなかった場合の罰則規定を新たに規定したものである。

第113条の2 正当な理由がなくて特例申告書をその提出期限までに提出しなかった者は、1年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

申告納税方式が適用される貨物を輸入した特例輸入者は、法第7条の2第2項に基づき特例申告書を輸入許可の日の属する月の翌月末日までに当該許可をした税関長に提出する必要があるが、その特例申告書

を提出期限までに提出しなかった場合の罪である。

本罪は、租税徵収の円滑を図るためにその手続違反を処罰する秩序犯で、法定提出期限までに提出しなかった場合に成立し、過失による場合についても国税の行政解釈では含まれるものとされている。

納税申告過怠犯の罪数は、提出を怠った申告書の1通ごとに1罪が成立する。

また、消費税法第66条、地方税法第72条の102第1号、酒税法第56条第1項第2号、たばこ税法第28条第1号、揮発油税法第28条第1号、石油ガス税法第28条第3号、石油石炭税法第24条第2号の各税法にも同様の規定がされている。なお、地方揮発油税法には、同様の規定がないが、これは同税が揮発油税と併せて申告する（地方揮発油税法第7条第1項）こととされており、不申告は揮発油税法で処罰することとしている。

第4節 関税重秩序犯

関税法規による命令又は禁止の違反行為のうち形式犯に属するもの多くは、過失によって犯されたものであっても関税行政の秩序を乱しその円滑な執行を妨げることとなるので、このような過失による違反のうち重過失により違反行為が行われた場合には、これを処罰して、関税行政上の取締目的を確保している。このため、関税法第114条及び第114条の2において1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金という比較的重い罰則が設けられている。

例えば、関税法第114条第1項第1号では、同法第15条第1項等による旅客及び乗組員氏名表や積荷目録の報告等を所定の時間内に行わなかった船長等を処罰する旨規定している。これは、近年の大量破壊兵器の拡散防止並びに麻薬・拳銃等の社会悪物品の効果的な取締りや情報収集のために重要である。

また、その積荷目録や乗船者等の氏名表の内容については、特に正確性が要求されるところから、実際の貨物や乗船者と異なる、偽った書類の提出及び報告等に対しても罰則をもって臨んでいる。

郵便物の輸出又は輸入の手続については、第76条に簡易手続を定め、同条ただし書に「ただし、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。」と規定し、信書以外の郵便物については税関検査を受けなければならないことになっている。

したがって、関税法第114条の2第14号には郵便物通関に対する虚偽証明を処罰する規定がある。

同条第16号では、第105条第1項（税関職員の権限）の規定による税関職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対して罰則をもって臨んでいるが、本号は税関職員が関税法、定率法等の規定によりその職務を執行するため必要がある場合に、第105条によって認められた権限の行使を確保するために設けられたものである。「拒む」とは、言語又は動作で検査、封かん、提出等を承諾しないことであり、「妨げる」とは、検査、封かん、提出等に直接障害を与える行為であって、「拒む」に該当するものを除いたものをいう。

また、「忌避する」とは、検査、封かん、提出等の対象とならないようにすることである。例えば、検査、封かん、提出等の対象となる物件でないように税関職員に認識させ、検査、封かん、提出を求める等の行為をなさしめないようにする場合をいう。

同項第 18 号では、関税法第 106 条（特別の場合における税関長の権限）の規定による税関長（中略）の処分の執行を拒み、妨げ、又は忌避した者を処罰の対象としているが、本号は、関税法の実施を確保するためやむを得ない必要がある場合における同条による税関長（税関支署長を含む。）の権限の行使（貨物の積卸等の一時停止及び搬出命令、船舶又は航空機の出発の一時延期又は航行の一時停止）を確保するために設けられたものである。

（公務執行妨害罪と第 16 号、第 17 号及び第 18 号の関係）

税関職員の適法な職務の執行に対し、暴行又は脅迫によってこれを妨害した場合は、刑法第 95 条の公務執行妨害罪が成立する。

公務執行妨害罪が成立する場合は、職権拒否罪（関税法第 114 条の 2 第 1 項第 16 号乃至 18 号違反の罪をいう。以下同じ。）の成立はない。

職権拒否罪は、暴行又は脅迫に至らない手段、方法によって職務の執行が妨害された場合を罰し、もって公務の遂行を完からしめる趣旨であって、刑法の公務執行妨害罪の補完的規定であるといえる（最高裁 昭 27. 3. 28）。

第 5 節 関税軽秩序犯

関税法において定められた所定の手続の履行を確保し関税行政上の秩序の維持を図るため設けられたもので、比較的軽い罰則をもって処断される。

この関税軽秩序犯を処罰する規定には、船舶又は航空機に対する取締上の必要から設けられた関税法第 115 条と保税地域における貨物取締上の必要から設けられた関税法第 115 条の 2 があり、いずれも 1 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処する規定となっている。

関税法第 115 条第 1 項第 1 号では、「関税法第 15 条の 3 第 1 項（特殊船舶等の入港手続）の規定による報告をせず、又は偽った報告をして入港した船長又は機長」を処罰の対象としている。具体的には、特殊船舶等が入港しようとする開港又は税関空港の所在地を所轄する税関に、旅客・乗組員に関する事項（氏名、国籍、生年月日など）を政令で定めるところ（船舶は入港 2 時間前まで、航空機は直前の出発空港を出港後 30 分以内）に従って報告しないこと、又は偽った報告をすることを対象としている。

また、同項第 3 号では、「関税法第 15 条の 3 第 3 項の規定に違反して同項に規定する入港届を提出せず、又は偽った入港届を提出した船長又は機長」を処罰の対象としており、入港したときに提出する入港届を提出しないこと、又は偽った入港届を提出することが対象となる。

次に関税法第 115 条の 2 第 1 項第 1 号だが、本号は、平成 12 年度関税改正で設けられた輸入の特例申告に係る指定貨物の品名、数量及び価格等を記載した帳簿の備付けに対する義務違反を処罰するため新設されたものであったが、平成 16 年度改正で一般の輸入貨物（特例申告に係る指定貨物以外の申告納税方式が適用される貨物）を業として輸入する者についても帳簿の備付義務が明文化され、業として輸入する一般の輸入者全般に係る帳簿備付けに対する義務違反を処罰する規定となった。

また、平成 17 年度関税改正において、新たに一般輸出貨物（携帯品及び郵便物以外の貨物）を業とし

て輸出する者についても帳簿の備付義務が生じ、当該帳簿備付義務違反も本号で処罰されることとなった。

さらに、上記改正において、コンプライアンスの優れた輸出者（特例輸出者という。）については、貨物を保税地域等に搬入しないで輸出申告ができる特例制度も創設され、この特例輸出者についても特例輸出した貨物に係る帳簿の備付義務があり当該特例輸出者の帳簿備付義務違反も本号で処罰される。

その他、同条の対象となる主な行為には以下のようなものがある。

- ・許可を受ければ保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出すこと
- ・指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は保税展示場にある外国貨物等について定められている記帳義務に違反すること
- ・保税展示場に入れた外国貨物について、税関長の承認を受けることなく展示、使用及びこれに類する行為をすること
- ・許可を受けることなく使用する目的で外国貨物を保税展示場若しくは総合保税地域以外の場所に出すこと

第6節 専門委員秘密漏洩犯

知的財産侵害物品の差止申立時、又は侵害の存否の認定手続において、税関長が意見照会できる学識経験者として委嘱された専門委員について、その守秘義務違反の場合の罰則規定を規定したものである。

第115条の3 第69条の21第1項(専門委員)の規定に違反して秘密を漏らした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

知的財産侵害物品の差止申立手続において、①権利者から、税関長に提出される差止申立ての申請書及びその関連資料、並びに②認定手続の際に権利者・輸入者から税関長に提出される意見証拠には、非公表を前提に提出されるものがある。

税関長から専門委員に対して意見を求める際には、それらの非公表の資料を必要に応じて、専門委員に示さなければならない場合がある。

専門委員は、国家公務員ではないので国家公務員法上の守秘義務が課せられない。

したがって、上記のような非公表資料等の情報が開示されてしまうことを防ぐため、関税法第69条の21第1項により、専門委員に対しては守秘義務が課せられているが、本条は、専門委員が意見を述べるにあたり知り得た秘密を、当該守秘義務に違反して他人に漏らした場合に権利者又は輸入者が被る営業上等の被害を防止するため設けられた罰則である。

本条の罰則は、平成18年度関税改正において、知的財産侵害物品の差止申立て手続における専門委員制度が創設されたことに併せて新設されたものである。

第4章 関税過失犯

刑法においては、第38条に「罪を犯す意思がない行為は原則として罰しない」、いわゆる故意処罰の原則があるが、関税犯則においても、原則として、罪を犯す意思、すなわち故意（犯意）があることが必要とされている。他方、関税法には、その例外として、関税行政の法秩序を守るため、重大な過失を犯した者を処罰する特別規定を設けている。

第1節 関税重過失犯

一般に関税形式犯については、過失によって関税行政の秩序を乱しその円滑な執行を妨げるものであるので、法が予定している義務に反し、重大な過失により違反行為が行われた場合もこれを処罰しようとするものである。

第116条 重大な過失により第111条第1項第2号（許可を受けないで輸出入する等の罪）、第113条（許可を受けないで不開港に入出する罪）、第114条、第114条の2（第16号及び第17号を除く。）、第115条（報告を怠った等の罪）又は第115条の2（第1号、第7号及び第16号を除く。）（帳簿の記載を怠った等の罪）の罪を犯した者は、当該各条の罰金刑を科する。

1. 「重大な過失」

従来は単純過失によってもこの犯罪が成立したのであるが、昭和41年、現在の重過失の要件に改められたものである。

その理由は、納税義務者の申告によって税額が確定する申告納税制度の採用に伴い、品目分類あるいは税番適用上、専門的知識と技術を要求される関税の特殊性からみて、その申告における軽微な過失まで罰することは酷に過ぎるとの配慮によるものである。何が重大であるかの標準については一般的基準を定めることは難しいが、社会通念上要求される注意を著しく欠いているかどうかの程度により客観的に妥当と認められる範囲で判断すべきである。

2. 本条の対象となる罪

本条は重過失犯としての独立の構成要件を規定したものであり、重過失により第111条第1項第2号、第113条、第114条、第114条の2、第115条、第115条の2の行為が行われた場合は、これらの各条により処罰されず、本条により処罰される。しかし、関税形式犯のうちでも、性質上過失による行為まで非難するにおよばない用途外使用等犯（第112条の2）、検査拒否犯（第114条の2第16号及び第17号）、輸入申告に係る帳簿等の記帳義務等違反犯（第115条の2第1号）及び保稅業務に係る記帳義務等違反犯（第115条の2第7号及び第16号）については除かれている。

3. 「当該各条の罰金刑を科する」

故意犯と同様の拘禁刑を科するのは適当ではないので、現在の規定は該当する各罰条の罰金刑のみを科することとなっている。

第2節 両罰規定

関税行政上の取締目的の必要から、関税法においては、犯則の実行者を処罰するとともに、その業務主又は財産所有者をも処罰の対象としているものがある。

これはいわゆる「両罰規定」と呼ばれ、行為の実行者である従業者等のほかに業務主等を処罰することにより、業務主等に選任、注意、監督の責任を負わせ、行為者の処罰と併せ両面より犯罪の未然防止及び取締りの強化を図ろうとするものである。

両罰規定における業務主処罰の根拠については見解が分かれているが、人は自己の犯罪についてのみ刑事責任を負うに止まり、他人の犯罪によって刑事責任を負わされることはないとする刑法の自己責任の原則から、最近では業務主等の刑事責任は、従業者等に対する選任、監督の義務懈怠により生ずるもので、行為者の責任とは別個に生ずる責任規範とされ、また、業務主等の選任、監督義務の懈怠については、過失の存在が推定されると解されている。

第117条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産について、第108条の4から第112条まで、第112条の2、第113条の2、第114条の2、第115条の2又は前条に該当する違反行為（中略）をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

1. 「法人又は人」とは、業務主又は財産所有者をいい、事業又は財産集団全体に対する統制者の地位にあり従業者等の違反行為について監督不行届の責任を負うものである。

したがって、ここにいう業務主等とは、自己の計算においてその事業等を経営している者であることが必要であり、単に営業名義によって業務主等であるかどうかを決定すべきではない。

また、業務主等が従業者等の行為に対して責任を負担するのは、違反行為が業務主等の指揮に出でたることを要せず、業務主等が周知していたか否かは問わない。

2. 「業務」とは、それが業務主の主たる業務であるか附隨的業務であるかを問わず、また、必ずしも行為者が報酬又は利益を得る意思若しくは現にこれを得た事実を要しない。更に法人の場合は、それが定款に定められた目的の範囲内の行為であることは要しない。

3. 「代理人」とは、広く業務主のために事務を代行する一切の者であり、「使用人」とは、常時的たると一時的たるとを問わず業務に服するすべての者である。これらの法定従属者は必ずしも事業主自身が自ら直接にその事業に従事せしめているものであることを要しない。雇用契約の有償、無償は問わず、また、契約の有無等に係わることなく、その監督の下に、その事業に使用される者も含まれると解される。

（第117条）

2. 前項の規定により第108条の4から第109条の2まで、第110条第1項から第3項まで若しくは第5項、第111条第1項から第3項まで又は第112条第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

1. 刑訴法第250条には、一定の期間経過により刑罰権を消滅せしめる公訴時効の規定が設けられているが、本項の規定は、事業主としての法人等が関税法に該当する場合における公訴時効期間の特例を定めるものである。

2. 従来、両罰規定における事業主としての法人又は人に対する公訴時効は、刑訴法第 250 条により、その刑が罰金刑であることから、公訴時効の期間は 3 年となっていた。他方、行為者を処罰する場合の公訴時効の期間は、当時の関税法第 110 条（関税ほ脱罪）の罰則が 5 年以下の懲役であり、その公訴時効は 5 年となっていたため、同一事件に係るものでありながら行為者の時効は法人等の場合と比べ長期となっていた。
3. その結果、ほ脱の行為者は法人等のために犯罪を行う場合が多く、本来ならば行為者よりも法人を重く処罰することが妥当な例も少なくないにもかかわらず、公訴時効期間の差異からほ脱の行為者のみが処罰され、法人等は処罰できない事例があり、実情に即さない面が生じていた。そのため、昭和 56 年の法改正により本規定を設け、法人等の両罰規定に係る公訴時効期間も犯則行為者に係る罪の公訴時効期間と同一としたものである。

（第 117 条）

- 3 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。次項において同じ。）は、法人とみなして、前 2 項の規定を適用する。
- 4 人格のない社団等について第 1 項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

昨今の不正薬物等の事犯については、組織的事犯が増大していることから、両罰規定の対象に人格のない社団等を加え、これらによる組織的密輸に対しても新たに罰金を課すことにより、組織的事犯に対し、厳しく対処することとしたものである。

「人格のない社団等」とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めのあるものをいう。

第5章 没収及び追徴

第108条の4から第112条までの関税実質犯は極めて反社会的な性格が強いものであるので、拘禁刑及び罰金という主刑の効果を補足するため附加刑としての没収及び没収に代わる追徴が定められている。

没収は、形式上は刑罰であって犯罪に対する制裁であるが、近年、将来罪を犯すおそれを消滅せしめ、また、社会にとって有害な物を除去するという保安処分的な考え方方が強く現われてきた。また、追徴は犯人が取得した不正の利益をはく奪するところに大きな意味があると考えられている。

第1節 没 収

第118条 第108条の4から第111条までの犯罪に係る貨物（第110条又は第111条の犯罪に係る貨物にあっては、輸入制限貨物等に限る。）、その犯罪行為の用に供した船舶若しくは航空機又は第112条の犯罪に係る貨物（第108条の4又は第109条の犯罪に係る貨物及び輸入制限貨物等に限る。）は、没収する。ただし、犯罪貨物等が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 第108条の4から第112条までの犯罪が行われることをあらかじめ知らないでその犯罪が行われた時から引き続き犯罪貨物等を所有していると認められるとき。
- 二 前号に掲げる犯罪が行われた後、その情を知らないで犯罪貨物等を取得したと認められるとき。

1. 「犯罪に係る貨物」とは、犯罪行為を組成した物であり、犯罪の実行に不可欠な物をいう。犯罪に係る貨物は、第110条の場合において、低価申告により関税を免れたときは、輸入貨物全体が犯罪に係る貨物となるが、輸入申告数量を超えて貨物を不正に輸入して関税を免れたときは、申告数量を超えて輸入した貨物のみが犯罪に係る貨物である。

なお、従来は品目を限定せず第108条の4から第112条までの犯罪に係る貨物全部が没収の対象となっていたが、これでは刑が苛酷に過ぎるため、現在では輸出又は輸入してはならない貨物、及び輸入制限貨物等に限り没収することとなっている。

2. 「犯罪行為の用に供した船舶若しくは航空機」とは、主として密貿易のために仕立てられた船舶、航空機をいう。

したがって、外国貿易船等に乗り組んでいる乗組員等が、乗組員であることを奇貨として密輸をした場合には、当該船舶等の主目的は外国との貿易にあるので、本船等は没収の対象とならない。

また、船舶は必ずしも船舶法にいう船舶に限らず、広く船、舟艇、ろ、かい等によってのみ航行する舟を含む。

なお、密輸貨物の陸揚げ、積替えに使用した船舶についても没収の対象となる場合がある。

3. 「次の各号のいずれかに該当」とは、上記1. 2. に述べた貨物及び船舶、航空機は原則として何人の所有、占有にかかわらず、すべて没収されることとなる。これは没収の保安処分的性格とみられるものである。しかし、これでは善意の第三者の所有権保護に欠ける点があるので、但書として犯罪貨物が犯人以外の者の所有に係り、しかも第108条の4から第112条までの犯罪が行われることをあらかじめ知

らないで、その犯罪が行われた時から引き続き犯罪貨物等を所有していると認められるとき、例えば、窃取された外国貨物が知らない間に他人により密輸入された際の善意の原所有者のような場合、及び前記犯罪が行われた後でその情を知らないで犯罪貨物を取得したと認められるとき、例えば、密輸入された貨物とは知らないで購入したような善意の取得者と認められるときは没収しない旨の規定である。

第2節 追徴

(第118条)

2 前項の規定により没収すべき犯罪貨物等（中略）を没収することができない場合又は同項第2号の規定により犯罪貨物等を没収しない場合（中略）においては、その没収することができないもの又は没収しないものの犯罪が行われた時の価格に相当する金額を犯人から追徴する。

1. 「犯人から追徴する」とは、犯罪貨物等が消費、滅失等の理由により事実上没収することができない場合、又は犯罪貨物等が犯罪後善意の第三者の所有に帰した場合は、その没収対象として没収を行ひ得ない貨物の犯罪時の価格に相当する金額を犯人から追徴することをいう。ただし、船舶、航空機及び取得犯以外の密輸貯物犯に係る貨物は除かれている。
2. 「犯罪が行われた時の価格」とは、通常、市価をいうものであって、輸入貨物についてはその犯罪が行われた当時における関税及び内国消費税込みの国内卸売価格をいうものである。
3. 「犯罪が行われた時」とは、第118条に規定する各罪につき、当該犯罪が行われた時点である。したがって、第108条の4から第111条までの犯罪に係る貨物の価格については、当該犯罪の行われた時、すなわち、無許可輸入、関税は脱等の時点をいい、第112条の犯罪に係る貨物の価格については第112条の犯罪（貯物犯）が行われた時点における価格によって追徴を算定すべきであって、密輸貯物たる密輸入品の輸入時における価格をいうのではない。ただ第112条の犯罪が行われた時点における犯罪貨物の価格は、前述のごとく具体的な取引価格ではなく国内卸売価格であるから、もし国内卸売価格が各犯罪時において変動がなければ、単一価格によって算定してもよいと解せられる。

第3節 輸入制限貨物等

(第118条)

3 第1項において「輸入制限貨物等」とは、輸入に係る貨物で、当該貨物に係る同項の犯罪が行われた時において、次の各号の一に該当するものとする。

「輸入制限貨物等」とは、没収の対象となる犯罪貨物であって、輸入割当物資のごとくその不正な輸入が我が国の産業経済に悪影響をおよぼすものとして定められたものをいい、これらの物件を犯人の手から剥奪し国家に帰属させることにより、没収の保安処分的効果を狙ったものである。

酒類、製造たばこ及び国の専売品については、その税率が高く密輸の誘因が強い等の理由で特に没収対象としている。

他方、非自由化品目（外国為替及び外国貿易法等により輸入割当を受けることを用するもの）であっても正規に輸入承認を受けた貨物、承認を受けることなく輸入することが認められている貨物、携帯品、別送品、郵便物は、国内産業や経済に与える実害が乏しいため、没収対象から除外されている。

第4節 関税の徴収等

犯罪貨物について没収又は没収に代わる追徴が行われたときは、犯罪貨物は、国庫に帰属し又はそれと同じ効果を生じるので、あらためて関税を徴収する必要はない。しかし、没収、追徴が行われないときは、その犯罪貨物について関税を徴収しなければならない。

関税法では、犯罪貨物にかかる関税の徴収について、第118条第5項及び第6項、第134条第4項から第6項までに特別規定を設けている。

もちろん、これらの特別規定の適用のない犯罪貨物については、原則規定である関税法第6条により、その貨物の輸入者が納税義務者となる。

1. 第118条第5項（善意の原所有者からの徴収）

没収すべき貨物について、その犯罪が行われることをあらかじめ知らないで引き続き所有している者があり、その善意の原所有者保護のため犯罪貨物を没収しない場合で、その貨物について関税を徴収すべきときは、その所有者から直ちに徴収する。ただし、犯罪貨物が税関長の指定する期間内に保税地域に搬入されたときは、輸入がなかったものとみなして関税は課さない。また、犯人が行った輸入行為の時において、既に当該犯罪貨物は「関税を納付すべき」状態にあるが、これは第118条第7項で準用する第97条第4項の調整規定によって、税関が領置又は差押えを行った時以後は本項の規定により徴収することとなる。

2. 第118条第6項（貯物犯人からの徴収）

第112条の犯罪が行われた場合において、犯罪貨物の領置又は差押えがなされておらず追徴の対象とならない場合であって、密輸入の本犯が判明しないとき、又は犯罪貨物の領置又は差押えがなされている場合で、その返還を受ける者が善意の第三者であるときは、当該貯物犯人から直ちに関税を徴収する。

3. 第134条第4項～第6項（領置物件、差押物件又は公売代金の返還を受ける者からの徴収）

次の場合において関税が納付されていないときは、物件又は公売代金の返還を受ける者から直ちに関税を徴収する。

- (1) 領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなったため、返還する場合（ただし、返還を受ける者が関税未納であることを知らないで、その物件を所持することになった場合には、犯人から関税を徴収する。）
- (2) 領置物件又は差押物件が腐敗若しくは変質のおそれがあるため、公売に付し、その公売代金を還付する場合
- (3) 檢察官に引き継がれた公売代金、又は刑事訴訟法の規定により売却された外国貨物の代金が還付される場合

第6章 犯則の任意調査

第1節 犯則調査の意義

犯則調査は、関税法上の犯則事件が存在すると考えられる場合において、その犯則事件の内容、範囲あるいはその行為が罰則に該当するものであるかどうかを解明することを目的とした行政行為である。

刑法上の犯罪と異なり、関税犯則に対する犯則調査を税関職員が行うこととなっているのには、2つの理由がある。第一は証拠の収集とその判定に特別の経験と専門的知識を必要とすることで、第二は犯則事件の発生件数が極めて多く、その処理を検察官の負担に任せることが実際問題として困難なことである。

いずれにしても、犯則調査は犯則事実の存否とその内容を解明することを目的とする手続で犯則事実が確認された場合は、告発又は通告処分が行われることになっているから、実質的には刑事手続きに準ずる手続きである（以上、金子宏『租税法第24版』弘文堂）。

また、関税犯則の調査手段としては任意調査と強制調査があるが、税関職員は関税法の規定により、原則として調査完了後税関長へ報告しなければならない。それをもって調査の段階を終わり（ただし、職員告発の場合を除く。）、犯則処分の段階に入っていくことになる。

第2節 任意調査

犯則事件を調査する原則的手段として任意調査がある。任意調査は強制調査に対するものであって、強制力を伴わない調査方法であり、関税法には任意調査手段として、次の二条の規定が設けられている。ただし、当該条文で定める手段はあくまでも例示的なものであり、それ以外の手段も憲法や関税法の趣旨に反しない限り許されるものと解される。

第119条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人（以下（中略）「犯則嫌疑者等」という。）に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し、若しくは置き去った物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し、若しくは置き去った物件を領置することができる。

1. 出頭

「出頭を求める」すなわち出頭の要求とは、それ自体では調査の方法とはならないが、質問その他の犯則調査における証拠収集を行うための前提ないし補助手段として、その要求権限が法定されている。ただし、ここにいう出頭はあくまで任意であるから、出頭を求められたものは出頭を拒否することもできるし、また、出頭後何時でも退去することができる（刑訴法第198条第1項）。

2. 質問

「質問」とは、犯則嫌疑者等に対して問を発し、その供述を調書に記録して証拠とするための犯則調査の方法である。

税関職員は調査のため必要である限りいかなる質問もなすことができ、犯則嫌疑者等がこれに答えるか否かは自由である。質問に当たり答弁を強制することはできない。

一般に質問の方法順序については、規定はないが、次の順序でなすことが望ましい。

(1) 犯人が人違いでないか否か確かめるため、犯則嫌疑者の氏名、年齢、職業（法人との関係）、本籍、住所又は居所、経歴、家族関係、資産の有無、前歴関係。

(2) 嫌疑事件の内容として、犯則の日時、場所、犯則の動機、物件の仕入先、仕向地、品名、銘柄、数量、価格、所有者及び占有者、犯則に供した船舶の名称、型、トン数、価格、船長、乗組員、犯則の方法、犯意、共犯関係、犯則後の物件の処置、現在の心境、特に発言を希望する事項。

なお、刑訴法上の供述拒否権の告知義務はないと解するのが判例の立場であるが、実務上、憲法第38条の趣旨を尊重し質問を開始するに際し、あらかじめ相手方に供述を拒否することができる旨を告げた後質問することとしている。

3. 検査

「検査」とは、犯則嫌疑物件について五官の作用によりその存在及び状態を認識し、犯則の事実を知り、更に検査調書を作成することによって犯則の証拠とする調査手段である。

第119条の犯則調査としての検査は、相手方が承諾しない場合には強行はできない。これに対し、第105条の規定に基づく税関職員の検査等に対しては、相手方は、公益の実現のためこれを受容する義務があると解されており、その権限の行使を拒み、妨げ、又は忌避した場合には罰則の適用がある（第114条の2第1項第16号）。また、本条による検査をしたときは、第141条の規定により、調書を作成する必要がある。

検査の対象となるものは、犯則嫌疑者等が所持する物件又は置き去った物件であるが、置き去った物件については、相手方の承諾を得る必要のないことは当然である。

4. 領置

「領置」とは、証拠物件又は没収に該当する物件と思われる物件の占有を取得する処分であるが、犯則嫌疑者等が任意に提出した物件又は置き去った物件についてのみなされ、占有の取得に強制を伴わない点が差押えと異なる。

しかしながら、一旦領置された場合には、税関職員が当該領置物件を領置する必要がないと認めるまでその占有は継続されることとなり、たとえ返還請求があってもそれを理由として返還する必要まではない。この点、強制的な要素がある差押えと同様であり、合わせて「押収」と呼ばれている。

（第119条）

2 税関職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

平成20年度関税改正により規定。

税関の犯則調査においては、犯則嫌疑者を特定することなどのために官公署又は民間団体に対して種々の照会を行う必要があるが、近年、官公署や民間団体における個人・企業情報の取扱いがより慎重・厳格になってきており、実務上、税関の照会に対して回答を拒否されることが少くない状況にあった。

また、近年新たに犯則調査に係る規定を導入した金融商品取引法等では、民間団体が少しでも回答しやすい環境を整備するため、「官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」旨の規定を設けている。

こうした中、税関の犯則調査においても迅速かつ的確な資料収集等を可能とし、犯則調査を円滑に行

うため、金融商品取引法等と同様の規定を関税法に整備したものである。

第120条 税関職員は、犯則の事実を証明するに足りる物件を身辺にかくしていると認められる者があるときは、当該物件の開示を求めることができる。

「開示を求める」とは、犯則嫌疑物件を身辺に隠していると認められる者に対し、当該物件の検査、領置、差押えを行うことを目的として物件の開示を請求することである。

開示の請求は、それ自体で犯則の証拠収集とはならないが、その前提ないし補助手段として明文をもって規定されたものであり、国税通則法、刑訴法等には例がない。

この規定に基づく物件の開示は、任意調査として、相手方の承諾を得てなすべきもので強制的に行なうことは許されない。したがって、開示を強制する必要のある場合は、強制調査である「捜索」等の方法によらなければならない。

第7章 犯則の強制調査

任意調査のみで犯則事件が解明されることが最も望ましいが、現実には任意調査だけに頼っていては眞実を発見することが不可能な場合が多い。したがって、調査の目的を達するため必要な強制調査をすることが税関職員に対して特に認められている。しかし、強制調査に伴う処分（強制処分）は、往々個人の人の権を侵害し、名誉を害するおそれがあることが多いので、関税法に特別の規定を設け、その規定に即して実施する必要がある。そのため、強制調査権の行使は、やむを得ない場合にはじめて許されるものであって、その行使については慎重な配慮が必要である。

第1節 許可状による強制調査

犯則嫌疑者の人権の保護のため、憲法第35条は、現行犯以外に対する強制処分には、すべて裁判官の令状を必要とする旨規定している。関税法に規定する臨検、捜索、差押え等の強制調査は、行政手続であるが、実質的に刑事手続上の強制処分と変わらないので、関税法においてもその調査をするに当たっては、裁判官の許可状を必要とする旨規定している。

第121条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の捜索、証拠物若しくは没収すべき物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押え（中略）をすることができる。ただし、参考人の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。

2 差し押さるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

1. 臨 検

「臨検」とは、ある場所に臨んで、五官の作用によって、場所又は物の存在及び状態の認識を得る処分をいう。臨検は必ずしも捜索開始の前提手段としてなされるものではなく、これにより犯則事実の認識を取得しようとする独立した処分であり、捜索とは異なる証拠収集方法である。

2. 捜 索

「捜索」とは、一定の場所、身体又は物について、差し押さるべき証拠物件を発見するために行う強制処分である。

捜索の対象の差異により、家宅に立ち入ってなす家宅捜索と、着衣等人の身体につき行う身体捜索、財布、カバン、金庫等物についてなす物件捜索の三者に区分される。

3. 差押え等

「差押え」とは、犯則の証拠物件又は没収の対象となると思われる物件の占有を相手方の意思に基づかず強制的に取得する処分である。強制力を伴う点で領置と異なる。

本条の規定に基づく差押え等は、犯則事件の証拠保全を目的とするものであるから、原則的にはいかなる物件についてもすることができると解されているが、刑訴法第103条から第105条までの押収制限物品については、その趣旨を尊重して取り扱うべきであるし、債権者の最低限度の生活資料や国税徴収法の差押禁止財産のようなものは、具体的の場合に即して妥当な処分をなすべきであろう。

差押物件と領置物件とを刑訴法上押収物件と呼んでいる。関税法施行令第95条は物件の領置又は差押え等をしたときは、封印等の方法によりこれを明らかにしなければならない旨規定しているが、封印等がなくとも領置又は差押え等は必ずしも無効ではなく、また、その効力は物件の占有取得時に発生し、封印、目録交付時に発生するものではない。

なお、平成29年度関税改正において、経済活動のICT化に対応するため、国税犯則調査手続きの見直しに合わせて、関税法においても電磁的記録に関する証拠収集手続きが整備され、法第121条において、従前の差押えに加え、第1項に記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させたうえ、当該記録媒体を差し押さえることをいう。）の規定が追加された。また同様に追加された第2項は、コンピューターとLANでつながっているファイルサーバについて、ネットワークを通じて同サーバ上のデータを当該コンピュータ又は他の記録媒体に複写したうえ、これらを差し押さえるといった通称リモートアクセスと呼ばれる規定である。

（第121条）

3 前2項の場合において、急速を要するときは、税関職員は、臨検すべき物件若しくは場所、捜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、前2項の処分をすることができる。

4. 許可状

強制調査の許可状は、原則として犯則調査職員が所属する官署の所在地を管轄する裁判所の裁判官が発行したものによるのであるが、臨検、捜索又は差押え等を急速に実施する必要がある場合は、税関所在地を管轄する裁判所でなくて、調査先等を管轄する裁判所でもよいことになっている。

許可状は地方裁判所と簡易裁判所のいずれの裁判官のものでもよく、税関職員の請求の便宜によって差し支えないが、地域によっては地方裁判所と簡易裁判所の事務分配等の申合事項があり、許可状の請求先裁判所が取り決められている場合が多い。

（第121条）

4 税関職員は、第1項又は前項の許可状（中略）を請求する場合においては、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。

5、6 （省 略）

5. 許可状の請求

「許可状を請求する」とは、この請求は書面でなされるべきことを規定していないから口頭、書面のいずれかによっても差し支えないものようであるが、事柄を明確にするためにも、また、刑事手続における令状請求の取扱いの趣旨よりも書面でなすべきである。

請求書の記載内容としては、刑事訴訟規則第155条に準拠し、また、法第121条第5項に定める許可状の法定記載内容より考えて、請求者の官職氏名、請求先裁判官名、請求年月日、臨検、捜索、差押え等をすべき物等、身体、場所、罪名、7日を超える有効期間（刑訴規則第300条参照）を必要とするときはその旨及び事由、日出前又は日没後に臨検、捜索、差押え等をする必要があるときはその旨及び事由、身体の捜索を必要とする場合はその事由及び身体の捜索を受ける者の性別等を記載すべきである。

6. 資料の提供

「資料を提供する」とは、裁判官が許可状を発するに当たり、犯則事件の存在を確認する資料として必要なものを提供することである。この資料の種類は限定されていないが、犯罪事実の存在を疎明し得るものであれば何でもよく、内偵の結果や具体的な内容の投書も一つの資料となり得る。

（第121条）

7 税関職員は、許可状を他の税関職員に交付して、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをさせることができる。

7. 許可状の他の税関職員に対する交付

許可状に基づき、請求者以外の税関職員が臨検、捜索、差押え等の執行をすることは認められており、また、一枚の許可状で同一対象に対して複数の税関職員が同時に執行することは差し支えないが、執行は一回に止まり、日時を置いたときは別に許可状を要する。

この許可状に基づいて他の犯罪捜査機関の職員が臨検、捜索、差押え等をすることはできない。

第122条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

8. 通信事務を取り扱う者に対する差押え

郵便物、信書便物及び電信についての書類の差押えについては、旧関税法においては刑訴法第100条、第222条のごとき明文の規定がなかったため、差押えができないものとされていたが、現行法では基本的人権たる通信の秘密と、公共の福祉を維持するための犯則調査上の要請との調和を図るため、特別規定として設けられたものである。

「信書便物」とは民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物をいう。

「電信についての書類」とは広く電気通信に関する書類を意味し、電報原書、市外通話の交換証等を総称する。

「通信事務を取り扱う者」とは日本郵便株式会社のほか、NTTグループ及びKDDI等をいう。

(第 122 条)

- 2 税関職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件に關係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。
- 3 (省 略)

9. 犯則嫌疑者以外の者が発信した郵便物等の差押え

前項の規定に該当しない犯則嫌疑者が発受信する郵便物、信書便物又は電信についての書類以外で、犯則事件に關係のあるものもまた差し押えることができる。したがって、關係があると認められる状況があれば、犯則嫌疑者以外の者が発信した郵便物等にも強制調査を及ぼすことが可能だが、憲法第 21 条に規定する通信の秘密の不可侵の趣旨を尊重し、その処分権限の濫用は厳に戒むべきである。

なお、発信人の発信前又は受信人への配達後においては、一般の例に従い差し押さえることができる。

第 2 節 許可状によらない強制調査

強制処分は、許可状を取得して行うことが必要であるが、特に現行犯及び準現行犯については、この例外として、一定の条件のもとに許可状なくして臨検、捜索、差押え等をなし得る旨関税法は規定している。

これは現行犯については、憲法第 33 条、第 35 条の趣旨を受けて刑訴法では令状がなくして、逮捕、捜索、差押え等をなし得るようになっているが、関税法もこれに準じて現行犯の対物的な処分について税関職員に強制調査権を与えたものである。

なお、対物的な強制調査以外である犯則嫌疑者の逮捕については、関税法に規定はないが、刑訴法第 213 条による通常人の現行犯人逮捕はなし得る。ただし、この場合は刑訴法第 214 条により直ちにこれを検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならない。

第 124 条 税関職員は、現に犯則を行い、又は現に犯則を行い終わった者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であって、かつ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その犯則の現場において第 121 条第 1 項（臨検、捜索又は差押え等）の臨検、捜索又は差押えをすることができる。

「現に犯則を行い」とは、犯則行為実行中のことであり、「現に犯則を行い終った際」とは、犯則行為の実行行為の終った瞬間はもとより、その後多少の時間のへだたりがあっても、犯則行為の行われた痕跡がまだ明瞭な状態にある場合を指すのであって、必ずしも犯人がその場にいることを必要条件としない。

(第 124 条)

- 2 税関職員は、現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し、又は顕著な犯則の跡があつて犯則を行つてから間がないと明らかに認められる者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その者の所持する物件に対して第 121 条第 1 項の臨検、捜索又は差押えをすることができる。

犯則を行い終ってから間がないと明らかに認められる者がある場合は、厳密には現行犯ではないが、迅速な調査を必要とする場合で裁判官の許可状を得る手続を行っていたのでは証拠の収集が不可能又は著しく困難となるので、準現行犯として現行犯同様にみなされ、許可状によることなく強制調査をすることが認められている。

1. 「間がない」とは、時間的にはきわめて近接していることを意味する。それは一種の価値概念であるから、数字的にその限界を明らかにすることはできないが、具体的には数時間が出ないときと解されている。
2. 「犯則に供した物件を所持」とは、犯則の実行手段に供された物件を所持している場合をいい、「犯則により得た物件」とは、犯則により生じた物を含み、また、そのものが犯則の要素となっているものであると否とを問わない。
3. 「顕著な犯則の跡がある場合」とは、身体、物又は場所についていうものである。準現行犯は、以上いずれの場合でも、犯則があると思料される者がいることが必要であり、かつその者の所持している物件が調査の対象となる点が現行犯の場合と異なる。

第8章 調査上の権能と制限

税関職員が犯則調査をするに際しては、その執行の円滑化を図り、所期の目的を容易に達成することのできるよう、調査上の障害の予防、排除その他について幾つかの権限が認められている。反面、犯則調査は極めて強い公権力を行使する処分であるので、その適正な執行を期するため、調査をする税関職員に対して多くの義務を課し、制限を設けている。

なお、平成29年度関税改正において、ICT（情報通信技術）化に対応するため、通信履歴の電磁的記録の保全要請等に関する規定が整備された。

第1節 電磁的記録の保全要請等

第123条 税関職員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、30日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。（以下、省略）

2 (省略)

3 (省略)

1. 通信履歴の電磁的記録の保全要請

プロバイダー等の通信事業者に対して、一定期間、通信履歴を保全することを要請することができる旨明文化された。

第125条 差し押さるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、税関職員は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

- 一 差し押さるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。
- 二 差押えを受ける者に差し押さるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

2. 電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分

パソコン端末やサーバに記録されたデータをUSBメモリやDVD等の記録媒体に複写、印刷又は移転した上で、又は差押えを受ける者に複写、印刷又は移転させた上で、当該記録媒体を差し押さえることができる旨明文化された。

第 127 条 臨検すべき物件又は差し押さるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、税関職員は、臨検又は搜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。

3. 処分を受ける者に対する協力要請

ICT化の進展に伴い、税関職員がパソコン端末等に対する臨検又は搜索若しくは差押えを行う場合に、自力執行することが困難な場合は、パソコンの操作、ファイルの特定、暗号の復元作業などについて、被処分者に協力を求めることができる旨明文化された。

第 135 条 税関職員は、第 125 条（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押された記録媒体について留置の必要がなくなった場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

2、3 (省略)

4. 移転した上差し押された記録媒体の交付等

第 125 条の規定に基づく差押えが「移転」により行われた場合には、「複写」や「印刷」により行われた場合と異なり差押えを受けた者の手元に電磁的記録が残らないことから、同差押えが「移転」により行われた記録媒体について留置の必要がなくなった場合において、差押えを受けた者と記録媒体の所有者等が異なるときは、差押えを受けた者に対して、その記録媒体を交付、又は移転された電磁的記録の複写を認めなければならない。

第 2 節 必要な処分

第 126 条 税関職員は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2 前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件についても、することができる。

これは、犯則調査の執行を確保するため、臨検、搜索、差押え等の強制処分に付随して錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる旨を定めたものであり、処分の適法性を明らかにするために特に設けられているものである。

錠をはずし、封を開く等の処分は、処分の現場ですることはもちろん、帰庁後税關において、あるいはその他の場所においてもこれを行い得るものである。「封を開く」とは、信書についても行うことができるものである。また、スマートフォン等の押収機器類に保存されたデジタルデータにかかる解析等は、本規定を根拠に行っている（ただし、ネットワーク上のサーバに保存されたデータ（いわゆるクラウドデータ）の解析については本規定で実施できないことから、実務上同意書を徵して実施している。）。

第3節 許可状の提示

第128条 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

強制調査の場合における許可状の提示義務を規定したものである。「処分を受ける者」とは、許可状に記載された被処分者（場所、物件等の所有者、管理者等を含む。）に限らず、これを広義に解釈して立会人等当面の責任者をも含むものと解される。

第4節 身分の証明

第129条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え若しくは記録命令付差押えをし、又は開示を求めるときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

関税法は、単に携帯の義務のみならず、提示の義務をも規定している。

相手方があえて提示の要求をしなかった場合は別として、もし相手方において提示を求め、その提示のなかったことを理由に調査が拒否された場合、改めてこれを提示しない限り適法にその調査を行うことができない。

また、任意調査はもちろん、強制調査においても適法に発付された裁判官の令状があり、かつ、これを携帯、提示したとしても、証明書の携帯、提示義務は免除されない。

よって、実務の運用上は、提示の要求がない場合も、証明書を進んで提示するよう努めるべきである。

第5節 警察官等の援助

第130条 税関職員は、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、警察官又は海上保安官の援助を求めることができる。

犯則調査につき、その円滑完全な遂行を図るための規定である。

1. 「必要があるとき」とは、処分を受ける者が暴行、脅迫に出るようなおそれのある場合、あるいは強制処分中の出入禁止について実力が必要な場合などである。
2. 「警察官」とは、警察法にいう警察官であり、刑訴法にいう特別司法警察職員は、本条にいう警察官ではない。
3. 「援助」とは、税関職員の職務の執行に対する外部的障害を排除するための援助であって、税関職員の職務行為そのものの援助ではない。また、援助をする者は、立会いを兼ねることも許されない。

第6節 所有者等の立会い

第131条 税関職員は、人の住居、人の看守する邸宅若しくは建造物又は船舶、航空機、車両若しくは倉庫その他の場所で臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、その所有者若しくは管理者（中略）又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

3 （省 略）

4 女子の身体について捜索をするときは、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

関税法が犯則の強制調査に特に立会権を設けた理由は、税関職員の行う処分の公正を期し、紛争を避けるとともに、証拠の確保を図る必要があるからである。

1. 「成年に達した者」とは、満20才以上の者をいい、同居の親族、使用人、隣人を立ち会わせるときは成年者でなければならない。その所有者、管理者、警察官、地方公共団体の職員であるときは、必ずしも成年者でなくとも、意思能力がある者、立会いの意味を理解する能力のある者であればよい。
2. 「隣人」については、処分を受ける者と利害関係の反しないものであることを要する。また、一般に立会人は単に物理的に見ているというだけでなく、処分を受ける側に立って、処分の公正を見守るべきものである。
3. 「成年の女子を立ち会わせなければならない」とは、女子の名誉に関する特殊性に鑑み、これを保障する目的で規定されたものである。なお、女子の税関職員が女子の身体を捜索する場合には、当該女子職員は立会いをしている成年の女子とはならないと解される。

第7節 領置目録等の作成等

第132条 税関職員は、領置、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件の所有者、所持者若しくは保管者（中略）又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

1. 「目録を作成し」とは、対象物件の品名、数量、日時、場所、並びに当該物件の所有者等の住所又は居所、氏名を記載した目録作成手続のことである。
 2. 「謄本を交付」とは、領置又は差押え等により他人の物件を占有するのであるから、相手方の財産権保護の見地から交付義務が課せられたものである。
- なお、目録の作成、謄本の交付は、原則として領置又は差押え等の処分の現場であるものであるが、事情により、後で目録を作成した上で謄本を交付しても差し支えない。

第8節 領置物件等の処置

第133条 運搬又は保管に不便な領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件は、その所有者又は所持者その他税関職員が適當と認める者に、その承諾を得て、保管証を徵して保管させることができる。

2 税関長は、領置物件又は差押物件が腐敗し、若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質のおそれがあるときは、政令で定めるところにより、公告した後これを公売に付し、その代金を保管することができる。

3 (省 略)

1. 「……者に保管させることができる」とは、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件の例外的保管方法を示したもので、この保管方法の場合も封印その他の方法により領置又は差押え等をしたことを明白にしておくことが必要である。

また、所持者以外の者に保管させたときは、その旨を領置又は差押え等の際ににおけるこれらの物の所持者に通知しなければならない。

2. 「これを公売に付し」とは、領置又は差押え等は、証拠物件に対してなされる場合が多いのであるから、その証拠を保全する目的から現状を維持することが望ましいところであるが、腐敗若しくは変質のおそれのあるものをそのまま保管することは無意味であり、また、保存にも困難を生じ、経済的損失も無視し得ないので、このような場合には公売の途を開いている。

この公売に際しては、収容貨物の公売規定が準用されている。

第9節 領置物件等の還付等

第134条 税関職員は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について留置の必要がなくなったときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

2 (省 略)

3 前項の公告に係る領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について公告の日から 6 月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

4～7 (省 略)

1. 「留置の必要がなくなった」とは、証拠物件として、又は没収に該当する物件として、もはや占有を続ける必要がなくなったことをいう。還付の認定は税関長がなし得るのであるが、処分を受けた者の権利を尊重し、無用の留置は避けるべきである。

2. 「返還を受けるべき者」とは、原則として領置、差押え等当時その処分を受けた者である。還付の際はこれらの者にその旨を通知することとなるが、返還を受けるべき者の住所、居所が不明又はその他の事由により還付することができないときは、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件の品名、数量、領置又は差押え等の年月日、場所、物件所持者の住所又は居所及び氏名並びに公告の日から 6 月を経過しても還付の請求がないときはこれらの物件は国庫に帰属する旨を記載して公告をしなければならない。

第 10 節 鑑定等の嘱託

- 第 136 条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。
- 2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者（第 4 項及び第 5 項において「鑑定人」という。）は、前項の税関職員の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。
- 3 前項の許可の請求は、税関職員からこれをしなければならない。
- 4 前項の請求があった場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を税関職員に交付しなければならない。
- 5 鑑定人は、第 2 項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

近年、密輸の手口が悪質化・巧妙化するとともに、密輸の対象も多岐にわたっている。そのため、第三者である専門家にその鑑定を依頼せざるを得ず、また、鑑定のために物件の一部を破壊することが必要となる場合が多い。

しかし、犯則嫌疑者が鑑定処分になかなか同意せず、その説得に時間を要し、鑑定嘱託が迅速に行えないケースが散見される状況にあった。

このようなことから、犯則物件を速やかに鑑定し、犯則調査の円滑な実施を可能とするため、税関職員が学識経験を有する者に鑑定を嘱託することができる旨を明確化するとともに、裁判官の許可を受けて、鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定に係る物件を破壊することができる旨を刑訴法（第 223 条及び第 225 条）と平仄を揃えた形で平成 20 年度関税改正で新設された。

なお、平成 29 年度関税改正において、通訳・翻訳の嘱託手続についても追加された。

1. 鑑定等の嘱託

第 1 項では、税関職員は学識経験者に対し鑑定又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる旨、規定されている。刑訴法では鑑定嘱託の対象物を特定していないが、関税法では、より透明性を確保するとの観点から、対象物を差押物件又は領置物件とする旨明確に規定している。

2. 鑑定処分権限

第 2 項では、鑑定嘱託を受けた者（鑑定人）に係る処分権限を規定している。鑑定人による処分が物の破壊を伴うものである場合には、それが犯則嫌疑者の権利を侵害するものであるため、犯則嫌疑者の権利保護の観点から裁判官の発する許可状が必要となる。

なお、刑訴法第 225 条及び第 168 条は、鑑定人が行うことができる処分として、住居等への立ち入り、身体検査、死体解剖、墳墓発掘及び物の破壊を列記しているが、関税法における鑑定は専ら犯則物件の分析等が想定されるため、鑑定の際に必要となる処分としては物の破壊（鑑定物の消費を含む）

以外想定できないことから、本項では、物の破壊のみを必要な処分として規定している。

3. 鑑定処分許可状の請求人

第3項は、鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定に係る物件を破壊する場合、税関職員が裁判官に対し許可状の請求を行わなければならない旨規定している。

4. 鑑定処分許可状の交付

第4項は、「前項の請求があった場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、(中略)許可状を税関職員に交付しなければならない。」と規定している。これは、適正手続の保障を確保する観点から、税関職員ではない第三者に破壊を伴う鑑定を行わせることの相当性(妥当性)を裁判官が審査することとしたものであり、「罪を犯したと思料されるべき資料」が提出されれば、裁判官は臨検、捜索又は差押え等の許可状を交付しなければならない旨規定した関税法第121条と比べ、裁判官による審査の範囲が広くなっている。

5. 鑑定処分許可状の提示

第5項は、適正手続を確保するため、鑑定の嘱託を受けた者が、処分を受ける者に許可状を示さなければならない旨規定している。

第11節 時刻の制限

第137条 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、してはならない。

(但書 省略)

2 日没前に開始した臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

調査を受ける者の夜間における私生活の安静を保つため、税関職員は原則として日没から日出までの間は相手方が仮に同意したとしても臨検、捜索、差押え等の強制処分はできない。

しかし、夜間執行の許可状を取得した場合、現行犯及び準現行犯の場合、夜間でも公衆が出入りしている場所でその公開中の時間内である場合、日没前から開始した処分を日没後においても継続して行う場合は例外として夜間における強制調査が認められている。

「日没、日出」とは、太陽面の最上点が地平線上に見える時刻を標準とするもので、すなわち暦にいう日の出、日の入りと一致するものと解されている。

第12節 処分中の出入りの禁止等

第138条 税関職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え若しくは記録命令付差押えをし、又は開示を求める間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

1. 処分中の出入りの禁止

税関職員が犯則調査を行うに当たり、何ら妨げられることなく確実に、かつ、円滑に処分を遂行し得るよう設けられた出入禁止規定である。

「何人に対しても」というのは犯則嫌疑者等の処分を受ける者をも含む趣旨であり、「禁止」には口頭による禁止はもちろん、柵を設けて交通を遮断する等、一定の措置をも含むものである。

出入禁止処分に対し暴行又は脅迫をもって妨害したときは刑法第95条の公務執行妨害罪が成立する。

第139条 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状の執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

2. 執行を中止する場合の処分

平成29年度関税改正において、捜索等の執行を中止する場合には、再開までの間の妨害を排除する観点から、必要に応じて執行が終わるまでその場所を閉鎖し、看守者を置くことができるよう、捜索等の執行を中止する場合の手続きに係る規定が整備された。

第140条 捜索をした場合において、証拠物又は没収すべき物件がないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

3. 捜索証明書の交付

平成29年度関税改正において、捜索証明書の交付に係る規定が整備された。なお、捜索証明書を交付するのは、捜索をした場合において証拠物又は没収すべき物件がなく、捜索を受けた者からの請求があった場合である。

第 13 節 調書の作成

- 第 141 条 税関職員は、この節の規定により質問をしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い合わせ、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載し、質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。
- 2 税関職員は、この節の規定により検査又は領置をしたときは、その調書を作成し、これに署名押印しなければならない。
- 3 税関職員は、この節の規定により臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その調書を作成し、立会人に示し、立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

1. 調書には、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの事実、場所及び日時並びに質問の調書については答弁の要領を記載しなければならない。また、その書類には毎葉に契印し、文字を加え、削り、又は欄外に記入したときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に認印し、削った部分はこれを読むことができるよう字体を残さなければならない。
- 質問調書を作ったときは、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて誤りがないかどうかを問い合わせ、増減変更の申出があったときは、その供述を調書に記載しなければならない。
2. 「立会人が署名押印」とは、検査又は領置については、立会人を置くことを義務づける規定はないにもかかわらず立会人の署名押印を要求しているのは矛盾しているようであるが、所持者又は提出者のあるときはこれらの者を立会人として署名押印させ、処分の適正を期することとし、また、犯則嫌疑者等の置き去った物件に対する検査及び領置については税関職員のみ署名押印すれば足りる。

第 14 節 犯則事件の管轄

- 第 142 条 税関職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、その所属する税関の管轄区域外においてその職務を執行することができる。

1. 「税関の管轄区域」とは、財務省設置法第 16 条第 4 項及び第 5 項並びにこれを受けた財務省組織令第 84 条及び第 86 条に定められている管轄区域をいう。
- 本条は事犯の移動性や広域化の実情に応じ、所属する税関の管轄区域にとらわれず必要な調査をなし得ることを認めているが、実際問題としては、なるべく事前に管轄税関に連絡すると共に、結果も通報することが望ましい。
2. 「職務を執行する」とは、税関職員の犯則事件調査に係る職務をいうのであるが、調査の結果行う犯則処分についても、例えば、犯則地が神戸港であり、犯則者の住所が大阪で、犯則事件を発見したのが横浜税関である場合において、横浜税関職員が犯則調査を行い、横浜税関長においてこれを告発することは正当にして違法ではないとする判例がある。

第 15 節 税関職員以外の公務員の通知

第 143 条 税関職員以外の公務員は、犯則嫌疑事件を発見し、又は捜査したときは、直ちにこれを税関に通知しなければならない。

税関が関税法実施についての主管官庁である地位を占めていることから、関税法違反事件を税関において統一的に、かつ、迅速に処理するために設けられているものである。

本条はまた、次章に述べるように関税法の犯則事件^(注)が税関長の通告処分又は税関長（税関職員）の告発により処理されることとなっていることから、税関においてすべての事件を把握して、無用な捜査力の傾注浪費を防止するためでもある。

「以外の公務員」とは、警察官、海上保安官等犯罪捜査機関に留まらずすべての公務員をいい、「通知」とは、口頭でもよいが、なるべく文書によることが望ましい。

(注) 平成 17 年度関税改正において、申告納税方式が適用される貨物に係る関税ほ脱事件については、重加算税が導入され、通告処分の対象外とされた。ただし、当該ほ脱事犯については、税関職員の直告発（第 144 条）の規定が新たに制定され、悪質、高額な関税ほ脱事犯等については、同条に基づき直告発される。

第 16 節 犯則調査の報告

犯則処分は、裁判と異なり、行政上の処分であるので、処分をするに当たっては、当事者が直接その審理に参加するというようなことはなく、税関職員による犯則調査の結果が前提となる。

したがって、税関職員が犯則事件の調査を行い、それが終了したときは、職員が直接告発する場合を除き、税関長に結果を報告することとなっている。

第 145 条 税関職員は、犯則事件（申告納税方式適用関税に関する犯則事件を除く。以下同じ。）の調査を終えたときは、その調査の結果を税関長に報告しなければならない。（但書後述）

1. 「調査を終えたとき」というのは、客観的に犯則事実の存否、その内容及び犯則の情状を認定し得る程度の調査を完了したときをいう。しかし、一旦犯則事件の調査に着手した以上は、なんらかの理由で不十分のまま調査を終わらざるを得なかつた場合も報告をする必要があると解される。
2. 「調査の結果」とは、調査により判明した事実関係はもちろん、そう認めるに至った理由である証拠関係、適用法条、犯則の動機及び犯則後における犯則者的心境、処分に対する調査職員の意見等を包含すべきである。また、犯則事実を認め得ないときは、嫌疑の事実、犯則を認定し得ない理由が報告すべき調査結果となる。
3. 「報告する」方法は、別段規定はないが、調査経過の一件書類を添付した書面で行うべきである。税関職員が直接に告発した場合の調査結果の報告、あるいは調査途上における一定事項の経過報告等は、本条により要求している報告ではないが、監督者に対する職務上の義務として当然なすべきことは言うまでもない。
4. 平成 17 年度関税改正において、重加算税導入に伴い第 144 条（申告納税方式適用関税に関する犯

則事件に係る税関職員の直告発) の規定が追加されたことから、申告納税方式適用関税に関する関税法第110条第1項第1号に係る事件については、通告処分の対象外となり、当該ほ脱事件について犯則の心証を得た場合、調査の終了を待たず、直ちに検察官に告発しなければならないこととされたため、当該犯則事件は、税関長への報告義務の対象から除外されている。

第9章 通告処分

第1節 事件処理の方法

税関職員による犯則事件の調査が終了すると、犯則事件の処分段階に移行することとなる。犯則事件の処分は、

- ① 税関長の通告処分 ② 告発

に大別されるが、告発は税関職員の告発と税関長の告発に分かれる。

これらの通告、告発の処分は、調査した結果、当該犯則事件が第108条の4以下に規定する罰則の構成要件に該当し、かつ、違法、有責の行為として犯則が成立することについて心証を得た場合の法定の処分だが、このほかに調査したところ、明らかに犯則事件が存在しない場合又は犯則に該当するか否かが疑わしい場合は「不成立」として処分することとなる。

また、犯則事件としては成立するが、犯則者の年齢、境遇、犯罪の輕重、情状等よりみてあえて通告、告発のような法定の処分をする必要が認められない軽微な犯則については、通告又は告発を猶予する措置を行っており、これを「不処分」あるいは「不処分処分」といっている。

第2節 通告処分の意義

通告処分とは、関税、間接国税、とん税、特別とん税、専売等に関する、犯則事件の調査によって当該税務官庁等が犯則の心証を得た場合、その理由を明示し、罰金又は料金に相当する金額、没収に該当する物品等を指定の場所に納付すべきことを通知する行政手続きである。

犯則者がこの行政処分の内容を履行したときは、同一事件について公訴を提起されないという効果が生じるが、通告の履行はその者の自由意思で決定され、いかなる場合にも強制されることはない。

関税法に通告処分制度が設けられている趣旨は、犯則事件の発生件数が多く裁判等に日時と費用を費やすことは犯則者及び国の両者にとって不利益となり、また刑事上の前科とはならないという犯則者の利益という点から、軽微な犯則事件については速やかな解決を図ろうとしているためである。

第3節 通告処分を行う要件

第146条 税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額、没収に該当する物件、追徴金に相当する金額並びに書類の送達並びに差押物件又は記録命令付差押物件の運搬及び保管に要した費用を税関に納付すべき旨を書面により通告しなければならない。この場合において、没収に該当する物件については、納付の申出のみをすべき旨を通告することができる。

1. 「犯則の心証を得る」

「犯則の心証を得る」とは、関税法には、刑訴法のように、証拠により事実認定を行うこと（刑訴法第317条）、及び証拠の証明力の拘束性の有無（刑訴法第318条）についての明文の規定はない。しか

し、刑事訴訟の方法に準拠して犯則事実の認定を行わなければならないことは当然である。

証拠の証明力に対する判断は税関長の自由な判断に委ねられている。しかし、「犯則の心証を得る」というのは、犯則事実の存在を推定し得るという程度ではなく、犯則事実の存在について確信を得た状態をいうもので、恣意的な通告処分は許されない。

2. 「理由を明示し」

「理由を明示し」とは、犯則の心証を得た理由・根拠を明示すべきという意味ではなく、罰金に相当する金額を納付すべき理由、すなわち犯則事実及びその該当する法条を明示することをいう。

3. 「罰金に相当する金額」等

通告処分によって、犯則者が国に納付する金額及び物件は、刑罰としての罰金、あるいは附加刑としての没収・追徴そのものではなく、それを納付するか否かは全く本人の自由意思に委ねられているところが本質的な点で異なる。ただ、「罰金に相当する金額」及び「没収に該当する物件」又は「追徴金に相当する金額」等が納付されたときは、行政庁はその犯罪事実に対する刑罰請求権を放棄するが、その納付がなされなかつたときは、告発することによって刑事手続に移行し、公判廷の結果、罪が確定すれば、刑罰たる罰金、没収又は追徴を科されることとなる。

なお、平成 29 年度関税改正の際に、国税犯則調査の規定に合わせ、これまで関税法に規定のなかつた「書類の送達並びに差押物件及び記録命令付差押物件の運搬・保管費用」の納付を被通告者に求める規定が追加された。

第 4 節 通告処分の方法

「通告」は、通告書を作成して、犯則者に対して使送又は配達証明郵便等の方法により送達して行う。

1. 通告書には、通告を受けるべき者の住所又は居所、氏名又は名称、年令、職業、国籍、納付すべき期間及び場所、罰金、追徴金に相当する金額、没収に該当する物件、書類の送達並びに差押物件の運搬及び保管等に要した費用、理由（犯則事実、証拠の標目、適用法条）、通告書作成の年月日及び通告者の官職氏名を記載し、官印を押捺する。
2. 送達は、使送の方法によるときは、その受領証を徴さなければならない。雇人、同居人等に送達する便法は認められない。犯則者が未成年者の場合には、その法定代理人（主に親権者）に送達すべきものである。

もっとも、未成年者が法定代理人の許可を受けて独立して営業しているとき又は婚姻したことにより成年に達したものとみなされるときは、本人に送達してもよい。

犯則者が法人であるときは、原則として代表者に送達する。

第5節 職権による通告処分の更正手続

(第146条)

- 3 第1項の規定による通告に計算違い、誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、税関長は、犯則者が当該通告の旨を履行し、又は前項若しくは次条の規定により告発するまでの間、職権で、当該通告を更正することができる。

平成29年度関税改正において、民事訴訟法第74条第1項の規定にならい、通告処分について、職権で更正する権限を付与する是正手段の整備が行われた。これにより、通告処分に計算違い、誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、税関長は、犯則者が通告処分を履行し、又は通告処分の不履行等による告発を行うまでの間、職権で通告処分を更正することができることとなった。

第6節 公訴時効の停止

(第146条)

- 4 第1項の規定により通告があったときは、公訴の時効は、その進行を停止し、犯則者が当該通告を受けた日の翌日から起算して20日を経過した日からその進行を始める。

1. 「通告があったとき」とは、通告書を犯則者が受領した時で、通告書記載の通告月日ではない。
2. 関税法上の犯則の時効は、刑訴法第250条により第108条の4、第109条、第109条の2、第110条の罪^(注)については7年、第111条、第112条（第1項）については5年、第112条（第3項）、第112条の2から第115条の3までの罪については3年である。
3. これまでの通告処分にあっては、通告処分により公訴時効は中断することとされていたが、時効の停止制度を採用する刑訴法と異なる時効制度を維持する必要性は認められないことから、平成29年度関税改正において、公訴時効の中断制度に代えて、刑訴法第254条第1項の規定にならい、公訴時効の停止制度とするよう整備された。これにより、通告処分があった場合には、公訴時効はその進行を停止し、犯則者が通告処分を受けた日の翌日から起算して20日を経過した時からその進行を始めることとなった。

（注）平成17年度関税改正において、重加算税が導入された結果、第110条の罪のうち、申告納税方式が適用される貨物に係る同条第1項第1号違反については、通告処分の対象外となる。

第7節 通告処分履行の効果

(第146条)

- 5 犯則者は、第1項の通告の旨（第3項の規定による更正があった場合には、当該更正後の通告の旨。次項及び次条第1項において同じ。）を履行した場合においては、同一事件について公訴を提起されない。

1. 「公訴を提起されない」とは、いわゆる一事不再理と同様の法律効果が生じることをいう。本来一事不再理の原則は、刑事判決の既判力の一作用として認められているものであるが、同一事件について二重の刑罰を科せられることを避けるため、特に明文をもってこれを規定したものである。

2. 「同一事件」とは、既に通告処分に付された理由となっている事実と同一の犯則事実そのものに関する事件である。

科刑上一罪(刑法第54条第1項)の関係にある罪まで通告履行の効果が及ぶかの問題については、効力は及ばないと解されている。

第8節 没収に該当する物件の保管義務

(第146条)

6 犯則者は、第1項後段の通告の旨を履行した場合において、没収に該当する物件を所持するときは、公売その他の必要な処分がされるまで、これを保管する義務を負う。ただし、その保管に要する費用は、請求することができない。

平成29年度関税改正において、納付の申出のみをした場合における没収に該当する物件の処置として、犯則者は没収に該当する物件の納付の申出のみをすべき旨の通告処分を履行した場合において、その没収に該当する物件を所持するときは、公売その他の必要な処分が行われるまでこれを保管する義務を負うとともに、その保管費用は請求できないことが規定された。

第10章 告 発

第1節 告発の意義

一般に告発とは、刑訴法上犯人又は告訴権者以外の第三者が、捜査機関に対し犯罪事実を申告してその捜査訴追を求める（刑訴法第239条）であり、第三者は、原則として、何人でも犯罪があると思料するときは告発することができる。

しかし、本章で述べる関税法上の告発は、関税法の規定により税関長又は税関職員が検察官になすもので、刑訴法上の告発ではない。

刑訴法上の告発が、原則として、告発者の任意であること、その告発が単に捜査機関に対し捜査の端緒を提供するに過ぎないのに反し、関税法による告発は、法律上一定の条件に合致すればこれをなさなければならないこと、一部を除き、その告発が当該事件の訴訟条件となる点が異なる。

この関税法上の告発は、税関職員がなす告発及び税関長が行う告発に大別され、更に税関長告発は直告発と不履行告発に分けることができる。

第2節 職員告発

関税法上の告発は原則として税関長が行うが、直ちに告発してその後の処分を検察官に任せた方が適当であると考えられる一定条件がある場合は、犯則調査中であっても、また調査後で税関長に報告前であっても、直接税関職員が告発しなければならない。

1. 職員告発

（第145条）但書 （同条本文は前述）

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに検察官に告発しなければならない。

- 一 犯則嫌疑者の居所が明らかでないとき。
- 二 犯則嫌疑者が逃走するおそれがあるとき。
- 三 証拠となると認められるものを隠滅するおそれがあるとき。

1. 本条による告発は、刑事訴訟法における私人又は公務員の告発（刑事訴訟法第二三九条）ではなく、検察官に対してなされるものである。税関職員は犯則調査を行う職責を有し、かつその調査は司法警察職員がなす捜査と実質を同じくするものであり、司法警察職員に告発してその後の処理を委ねるのは適当ではない。このような事由により告発は検察官に対して行うべきものとされている。

2. 「犯則嫌疑者の居所が明らかでないとき」とは、犯則者が何人であるかは判明しているが、その居所（ある場所に多少時間的に継続して滞在するが、未だ住所となるに至らない場所をいう。）が明らかでない場合である。生活の本拠である住所が明らかであると否とを問わない。

犯則嫌疑者が何人であるか不明のときは、職員告発をすることができない。犯則嫌疑者が何人であるか明らかにすることが第一次の取締責任を負う税関職員の義務であるからである。

また、犯則嫌疑者その人は明らかであるが、氏名が分らないときがある。これは、多くは所在が分らないことに原因する場合が多いから、同様に告発ができると解される。

3. 「犯則嫌疑者が逃走するおそれがあるとき」には、身柄拘束中の犯則嫌疑者は、いつ身柄が釈放されるか判らない関係にあるので含まれるという判例もあるが、個々の事例を判断して乱用に陥らないよう注意すべきである。
また、逃走して行方をくらましたときは、本号ではなく居所が明らかでないときに該当する。
4. 「証拠」とは、犯則の有無、刑の加重、減輕、又は情状の有無の認定上必要な物的、人的証拠たるべきものをいう。
5. 「隠滅するおそれ」とは、証拠としての効用を失わさせるすべての方法をいい、必ずしも犯則嫌疑者が行う場合だけに限らない。証人又は参考人が犯則事件の証拠となるべきものを隠し又はなくす場合も含まれる。また、関係者間での供述の通謀（偽証）の方法により行われるおそれがある場合も含まれる。

2. 申告納税方式が適用される貨物に係る関税犯則事件（関税ほ脱事犯）についての職員告発

第 144 条 税関職員は、申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件（第 110 条第 1 項（関税を免れる等の罪）の罪（同項第 1 号に規定する関税を免れた者に係るものに限るものとし、その罪の実行に着手してこれを遂げない者で同条第 3 項の規定により同条第 1 項の例によることとされた者に係るものと含む。）に係る事件に限るものとし、同号に規定する偽りその他不正の行為（同号に規定する関税を免れた者に係るものに限る。）が第 111 条第 1 項第 2 号（許可を受けないで輸出入する等の罪）の罪に当たるものである場合における同号の罪に係る事件を含む。次条において「申告納税方式適用関税に関する犯則事件」という。）の調査により犯則があると料するときは、直ちに検察官に告発しなければならない。

平成 17 年度関税改正において、重加算税制度が導入されたことにより、本条が追加規定された。

これにより、第 110 条の罪のうち、申告納税方式が適用される貨物に係る同条第 1 項第 1 号の犯則事件については、通告処分の対象外とされ、その代わりに重加算税が賦課されることとなる。

よって、申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件を立件した場合、所轄の検察庁の検察官と協議のうえ、直告発しなければならない。（告発した場合においても重加算税も併せて賦課され得ることとなる。）

第 3 節 税関長の直告発

税関長は、犯則者が一定の法定条件に合致するとき、通告処分をすることなく告発しなければならない。

（第 146 条第 2 項）

前項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、税関長は、直ちに検察官に告発しなければならない。

- 一 情状が拘禁刑に処すべきものであるとき。
- 二 犯則者が通告の旨を履行する資力がないとき。

1. 「情状が拘禁刑に処すべきものであるとき」とは、通告による処分は行政処分であり犯則者を拘禁

刑に処することはできないので、一般的に犯則者が累犯者又は常習者である場合、犯則の手口が計画的かつ知能的で悪質なものである場合、犯則物件が麻薬等社会公共に著しい害悪を与えるものである場合、又はその種類、数量、価格がばく大である場合等は、拘禁刑に該当するものとして告発することとなる。

2. 「履行する資力がないとき」とは、犯則者に通告履行の資力がなく、通告してもその目的を達するところが期待し得ないときは、通告することなく直ちに告発することが手続の煩雑を防ぐことになる。

資力がないということは、必ずしも犯則者に通告を履行するに足る現実の財産がないということではなく、犯則者の信用により借入によって履行することができるときは、資力ありと認定すべきである。

第4節 不履行告発

犯則者が、税関長から受けた通告処分に服し、通告書記載の罰金相当額、没収該当物件、追徴金相当金等の全部を納付すれば問題はないが、処分に不服その他の理由で履行しなかったとき等は、税関長による不履行告発が行われる。

第147条 犯則者が前条第1項の通告（同条第3項の規定による更正があった場合には、当該更正。

以下この条において「通告等」という。）を受けた場合において、当該通告等を受けた日の翌日から起算して20日以内に当該通告の旨を履行しないときは、税関長は、検察官に告発しなければならない。ただし、当該期間を経過しても告発前に履行した場合は、この限りでない。

2 犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告等に係る書類の受領を拒んだため、又はその他の事由により通告等をすることができないときも、前項と同様とする。

1. 「通告の旨を履行」とは、通告内容の完全な履行をいい、通告処分の一部履行は通告処分の履行とはならない。
2. 不履行告発した後は、通告処分はその効力を失い、その通告を履行することはできない。
3. 「通告等をすることができないとき」とは、犯則者の居所不明、通告書の受領拒否等により通告することができないときは、もはやその履行を期待することが不可能であるから、このような場合には税関長は告発すべきものとされている。この場合の居所が明らかでないためとは、税関職員が税関長に調査結果の報告をした後犯則者の居所が不明になった場合であり、当初より犯則嫌疑者の居所が不明なときは、税関職員が直ちに告発することになる。

第5節 告発の手続等

1. 検察官への引継ぎ

告発することにより犯則事件は、税関における行政処分の段階から刑事手続へと移行するので、関税法は最後に両者間の円滑な引継ぎを図るための調整規定を設けている。

第148条 犯則事件は、第145条ただし書（税関職員の報告又は告発）の規定による税関職員の告発又は第146条第2項（税関長の通告処分等）若しくは前条の規定による税関長の告発を待って論ずる。

「告発を待って論ずる」とは、関税法上の犯則事件については税関長又は税関職員の告発が訴訟条件であって、この告発がないときは、仮に検察官が公訴を提起しても、裁判官は訴訟条件に欠けるから公訴を棄却するという告発の効果を示したものである。

これは、関税法上の犯則事件については、税関長の通告処分を前提とし、犯則者が通告の旨を履行したときは同一事件について更に公訴を提起されないこととなっており、もし告発が訴訟条件でないとすれば、通告を履行して公訴権の消滅した事件について更に公訴を提起し、裁判所もこれを知らず制裁を科するような不合理を生ずるおそれ^(注)があるからである。

(注) 重加算税の導入に伴い、申告納税方式が適用される貨物に係る関税は脱事犯が通告処分の対象外とされ、税関職員は、犯則調査により犯則の心証を得た場合は、第144条の規定により直告発することとなった。これによって、通告処分の前置主義という前提がなくなることから、通告を履行して公訴権の消滅した事件について更に公訴を提起し、裁判所もこれを知らず制裁を科するというような事態は起こり得ないため、同条により告発する場合については、税関職員の告発が訴訟条件ではなくなることとなった。

(第148条)

2 第144条（申告納税方式が適用される貨物に係る関税に関する犯則事件についての告発）の規定による告発又は前項の告発は、書面をもって行い、第141条各項（調書の作成）に規定する調書を添付し、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件があるときは、これを領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録とともに検察官に引き継がなければならない。

1. 「書面をもって行う」とは、関税法上の告発は訴訟条件として特別の効果を付されているものであり、告発の存否を訴訟上明確にしておく必要があることから、書面の方法によらねばならないことをいっているものである。

告発書の形式、内容については法律上何ら規定を持たないが、(イ) 犯則者の氏名、年令、生年月日、本籍、職業、住所、(ロ) 犯則事実の概要、証拠、(ハ) 現行、非現行の別、前科の有無、(ニ) 告発の事由、及び適用法条、(ホ) 告発番号、告発年月日、(ヘ) 告発権者の官職、氏名、(ト) 告発すべき検察庁、検察官名、(チ) その他参考となるべき事項等を記載すべきである。

2. 「調書を添付」とは、告発の方式として更に質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え等の各調書を告発書に添付しなければならない。

このほか一件書類として犯則事件調査報告書、犯則事件摘発報告書、各種許可状及び内偵報告書等の犯則調査関係書類を添付し、さらに第147条の不履行告発の場合は通告書及び通告書を送達したことを証明する書類、又は通告書の送達不能の事実を証明する書類も添付すべきである。申告納税方式適用貨物に係る直告発についても、同様である。

2. 保管物件の引継ぎ

(第 148 条)

3 前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が第 133 条第 1 項（領置物件等の処置）の規定による保管に係るものである場合においては、同項の保管証をもって引き継ぐとともに、その旨を同項の規定により当該物件を保管させた者に通知しなければならない。

「保管証をもって引き継ぐ」とは、税関が領置又は差押え等をした犯則物件は領置又は差押目録等を付して検察官に引き継ぐわけであるが、運搬又は保管が困難なためその所有者、所持者又は第三者に保管を委託した物件（いわゆる第三者保管物件）については、その保管証だけを検察官に送付し、引き継ぐこととなる。

この場合、物件の保管を委託した者にも、刑事手続きにより事件が終了するまで管理者としての保管義務が発生するため、その旨を通知する（第 148 条）。また、保管委託に際し、費用が発生する場合、税関から検察庁への保管委託契約の切換え等の措置が必要になるため、引継ぎの際は検察官と事前に協議を行う。

4 前 2 項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法の規定により検察官によって押収されたものとみなす。

税関職員が領置、差押え等した物件は引継ぎにより自動的に検察官がこれらの処分をした物件とみなし、公判維持上必要な証拠とする便を図ったものである。

3. 告発の取消し

(第 148 条)

5 第 1 項の告発は、取り消すことができない。

「告発を取り消す」とは、現行法においては明文をもって規定しているので告発の取消しはできない。これは裁判の不安定を防止するため特に規定されたものである。

4. 告発の効果

税関長又は税関職員が犯則事件を告発したときは、税関における犯則事件に対する処理は形式的には終了する。事件は、検察官の手に移り、刑訴法の規定により処理されることとなる。

告発により当該事件に対する通告処分はその効力を全く失い、告発後に通告の履行を受けることはできないのみならず、不起訴処分を受けた犯則者に対しても再度通告処分を行うことはできない。

5. 犯則の心証を得ない場合の通知等

第 149 条 税関長は、犯則事件を調査し、犯則の心証を得ない場合においては、その旨を犯則嫌疑者に通知しなければならない。この場合において、物件の領置、差押え又は記録命令付差押えがあるときは、その解除を命じなければならない。

犯則の心証を得ない場合の通知については、関税法上規定がなかったところ、適正手続の確保の観点から平成 29 年度関税改正において、規定が整備された。